

第一百八回会

参議院商工委員会議録第四号

平成二年六月五日(火曜日)

午前十時一分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

倉田 寛之君

中曾根弘文君

福間 知之君

井上 計君

大木 浩君

下条進一郎君

前田 敦男君

松浦 孝治君

向山 一人君

大渕 紗子君

梶原 敬義君

庄司 中君

谷畠 孝君

吉田 達男君

市川 正一君

池田 治君

今泉 隆雄君

合田宏四郎君

通商産業省通商政策局次長 堀 富男君

通商産業省立地
公害局長 岡松壯三郎君

特許庁長官 吉田 文毅君

特許庁特許技監 渡辺 光夫君

特許庁審査第一 山浦 紘一君

事務局側 常任委員会専門 小野 博行君

部長 部長

特許庁審査第一 山浦 紘一君

本日の会議に付した案件
○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律
案(内閣提出、衆議院送付)○地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の
促進に関する法律の一部を改正する法律案(内
閣提出、衆議院送付)○委員長(倉田 寛之君) ただいまから商工委員会
を開会いたします。工業所有権に関する手続等の特例に関する法律
案を議題といたします。
本案の趣旨説明は既に聽取いたしておりますの
で、これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。
いて質問をいたします。工業所有権に関する手続の問題につ
いて質問をいたします。
○庄司中君 工業所有権に関する手続の問題につ
いて質問をいたします。
工业所有権問題につきまして、昭和五十九年、
西暦でいいますと八四年になりますが、それ以降
の国会で幾つかの修正なり審議なりが行われてお
ります。そういう点で、八四年以降の国会の附帯
決議——この委員会の附帯決議、大蔵の附帯決議
をずっと通して見ますと、一貫して共通している
問題は、どうして人材を確保するかという問題で

す。そしてもう一つは、待遇の改善をやはりや
ていかなきゃならないということが、ずっと附
帯決議を見まして、かなり共通の問題として出てき
ているということがあります。

もちろん、特許とか新案というものは、最終的
には個人が判断するものでありますから、いわば
かなり専門的な判断力を必要とする。そういうこ
とからしますと、やはり制度の中心にあるのは人
の問題ということになるだろうと思います。とこ
ろが八〇年以後、ずっと定員とか実人員の経過を
眺めてみると、どうも特許庁の人員がふえてい
ない。ほかと比べてみると、例えば中小企業庁
であるとか資源エネルギー庁であるとか、あるい
は本省であるとかに比較しましても、やはり特許
庁の人員増というのは少ないのであります。実
人員を見ますと非常に減っているということであ
ります。

特許の問題とか新案の問題というのは我が国だ
けの問題ではない。我が国にとってこれは大変な
問題でありますけれども、我が国だけの問題じゃ
なくて、国際的にももう既に大きな問題になつて
おりまして、ごく最近の日米経済協議でも、五年
の間に審査の短縮を図るという約束を実はしてい
るわけであります。それ以外にも、例えばアメリ
カの外交委員会であるとかヨーロッパからの、審
査がおくれるのは審査官が少ないからだと、こう
いう指摘もあるわけでありますけれども、この間
には行財政の改革もあったと思われますけれども、
単に短期の問題じゃなくて、比較的長期に見て
もう、ほかの部門と比較しても、どうしてこういう
ふうな状態になっているのか、その辺をお伺いを
したいと思います。

もちろん、定員問題だけではなく、ペーパーレ
ス計画の推進や民間能力の活用によりますサーキ
ス外注問題等につきましても積極的に取り組みまし
て総合的、体系的な施策のもとにこの審査遅延問
題の解消を図つてまいりたいというふうに考えて
おります。

○庄司中君 私が聞いておりますのは、行財政改
革がありましたから、その影響というものは全部
のセクションの方にかかるてきている。ところ
が、私の手元にある統計を見ますと、通商省の中
にもばらつきがあるじゃないか、このばらつきは
一体どうしたんだということを聞いているわけで
す。

○政府委員(吉田文毅君) 例えば一昨年度におきましてコム問題の際の定員増というように、その都度その都度行政需要の大変強いセクション等は定員増が認められるというようなことになつております。おまして、この定員増と予定をされましては、定員の削減、これとの相対関係によりまして、場合によりましては定員が増になる局等もございましたし、私どものところにおきましては、昨年度来行政需要が大変強いということと、審査におきまして定員問題が特許庁にとって大変重要な問題であるという御理解がようやく関係方面に行き渡りまして、昨年度以来定員は増加に転じておるといふことでございます。常時マイナスがかかるという中であります。特段の理由によりまして定員増を認めさせていただきますとようやくそれがプラスになるというような仕組みの中で、現在行財政改革が遂行されているわけでございます。

○庄司中君 今答弁があつたわけでありますけれども、すべての統計にあらわれておりますよう

に、特許に対する行政需要というのは今ふえてきたんじゃなくて、恐らく八〇年代あたりからずっとふえてきてるわけであります。だから、行政需要がふえたのにかわらず、つまり人をもつて対応しなきゃならないという性格を持つているものでありますから、結論としては、やっぱり政府の、何といいますか、ある意味ではこの部門に対する過小評価があつた、あるいは特許庁自身が必要もしも十分な努力をしていかつたんじゃないかな。こういうふうに思われますけれども、その点のいわば評価の部分についてはどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(吉田文毅君) もちろん、各省あるいは通産省内におきましても各局各庁をながめますと、先生御指摘のとおりに、ある段階におきましてはプラスになっているところもありますね、ベースとして入っておりますマイナスの波をかわしきれないでいる、結果としてマイナスの記録になつてているというようなところもあるわけでござります。私どもの諸先輩も大変な努力をいたしま

して、かなり大きな数字で毎年マイナスがかかりますと製造業に人が来ない、優秀な人材が集まつてこないということになりますと、民間が集まつてこないということになります。行政需要が大変強いということと、審査におきましては審査期間というのとは、国内的な条件だけじゃなく

ことが認められ始めたということございます。○庄司中君 審査官あるいは審判官の問題といふことは審査期間の問題に関係してくる。この審査期間といふのは、国際的な条件だけじゃなく

して、今や国際的な条件になつておるわけであります。人の問題はかなり重要なポイントになりますけれども、それ以外の総合的な対策、ペーパーレス計画もまさにそうであります。今度の法律改正もまさにその一環であります。ある意味では画期的なことであるというふうに私も評価をしております。

ただ、やはり何といいましても専門的な高度の判断業務、判定をしなきゃならないことがありますので、人材の確保という点あるいはそれを導き出すための待遇の改善ということではこれから十分な努力をしていかなければなりませんけれども、ふえていくだろうということになり

ますけれども、ふえていくべきだ。この七十七名のうちの、何といいますか、ある意味では御存じのとおりますから特段の努力が必要で、努力だけではなく特別の対策が必要になるだろ

うといふに思います。まさに手続の面で今度は大きな変革が起るわけであります。そしてまた、特許に対する需要というのはこれからもふえていくだろう。質をえて抑えなきゃなりませんけれども、ふえていくだろうということになりましたところでございます。この七十七という数字

は、昨年度、一昨年度が四十名台であったというから七十七名に上る審査官補の新規の採用が実現されましたところでございます。この七十七というふうに改めておきます。国家公務員の一一種の試験合格者の中から七十七名に上る審査官補の新規の採用が実現されましたところでございます。この七十七というふうに改めておきます。この七十七という数字

ということが非常に大きな問題になりつつあると

いうことが明らかになっております。だから、特許庁の審査官とか審判官を確保するためには一般的な流れじゃなくて特別な対策が必要になるだろ

うといふに思います。まさに手続の面で社会的な風潮はこうなつておりますから特段の努力が必要で、努力だけではなく特別の対策が必要なんじゃないだろ

うか、こういうふうに思いますけれども、どういうふうに考えておられますか。

○政府委員(吉田文毅君) 御指摘のとおり、特許庁にとりまして人の問題は大変重要な問題でござります。最近の求人の情勢が大変厳しいといふ点につきましても同じような見解を私は持たせていただいております。

こういう中であります。そこで、人手不足が一般化しているという問題があります。そして、人手不足が一般化しているだけではなくて、いわば職業の選好が変わつてきているというために、私どもいろいろ工夫をさせていただいている。例えば東大、東工大、名大等に工業所有権の講座がございますが、そういうところへ講師として職員を派遣いたしまして、あわせまして工業所有権問題のPRをやらせていくなどとか、あるいはいろいろな新聞社等のシンポジウムにも積極的に出かけまして講師役をやらせていただきまして、工業所有権問題の重要性について訴えるというようなことをかなり組織的にやらさせていただいております。

また基本的には、職員の待遇の改善の問題といふことはやっていていただきたいということを申し上げまして、次の問題に移ります。

次の問題は、出願が非常にふえているという問題であります。国際的に見ましても、既に資料で明瞭になつておりますように、例えば審査官がアメリカと比べてもヨーロッパと比べても日本は少ない。しかし出願数は圧倒的に多い、つまり世界の特許出願数の四〇%に達する。そうしますと、一人当たりの処理件数というのはやっぱり猛烈に多くなつてござるを得ない、こういうふうになりますね。

料にも明らかになつておりますように、大手企業の出願数が物すごく膨らんできているということがあるわけであります。大手企業の出願数が急速に膨らんで、府としては上位百社に対して厳選主義を要請しているという話も承つておりますけれども、つまり出願数が増加した要因といいますか、単なる要請じゃなくて、要請をするためになぜ出願数がふえたかという根本の要因分析をやらなきゃこれは対策は出てきません。一般的にお願いしますでは、これはますいわけであります。府としてはこの出願数がふえた要因、これは一般的に技術の高度化と複雑化だけではないかねわけですね、これはもう全部の傾向でありますから。一般的な傾向としましてそういうことはありますけれども、その具体的な要因分析、増加の要因分析というものをやっているのかどうか、その辺を確かめたいと思います。

○政府委員(吉田文毅君) 我が国におきます特許・実用新案の出願件数でございますが、一九七一年に約二十三万件であったわけでございますが、これが八七年におきましては、この年はこれまでのピークの年でござりますが、五十四万件といふうに増加をしております。御指摘のとおり特に八〇年代に入りまして出願件数は急増しているところでございます。

私も、この原因といたしましては、まず第一に我が国におきます技術水準の向上、第一に研究開発投資の急増、第三に工業所有権保護意識の高まり、これらの要因を反映してふえているというふうに考えております。

○庄司中君 第一の要因と第二の投資の問題、こ

の二つの問題についてはある意味では一般的な傾向ですね。私が仄聞するところによりますと、第三の要因というものが非常に大きい、つまり知的所有権に対する評価が非常にふえている。そして、これに対する対策というものは、例えば企業においては特別の課を置くとかあるいは室を置くとかということをやつてまいりました。これは八〇年代後半の傾向でしようか、アメ

リカと日本のトラブルが顕在化をしたあたりから

企業としてはそういう対策をやつてきたところだ

と思います。

第三の要因は、これをどういうふうに誘導をし

ていくのかということがかなり大きい恐らく課題

だらう。ふえたのを見ますとやっぱり大手企業が

多いわけですから、大手企業の取り組み方が変

わってきたという要因が非常に大きいわけですか

ら、これについてどういうふうな対策を打つてい

のか。つまり、長官がおっしゃられた第三の要

因に対する具体的にどういう対策を打つのか。第

一、第二は、これは一般的な傾向でありますから

これはこれでわかるわけでありますけれども、そ

の辺を教えていただきたいと思います。

○政府委員(吉田文毅君) 私どももしましては、

この工業所有権の保護意識の高まり、これはあ

る面では大変いいことであるというふうに感じてお

りますが、御指摘のように、余りの高まりの結

果、本来特許権等で保護しなくともいいような権

利の卵まであえて出願をするというようなこと

になりますと、私どもの能力のキヤバシティーを超

えるというようなことにもなりかねないというこ

もお願いをしているところでございます。

○庄司中君 つまり、特許の量の問題と質の問題

ということ、この二つをやっぱり考えていかなければ――だから量がふえたからどうのじや

なくして、むしろ質の面を重視していくというお話

があつたわけでありますけれども、質の面の重視

ということになりますと、例えばよく各国の比較

をされます技術貿易、つまり日本の力がどのくらい

国際的にあるのかという問題です。

○政府委員(吉田文毅君) これは一番新しい科学技術白書で見てみます

と、やっぱり依然として日本は低いですね。

ちょっと数字を挙げてみますと、輸入に対する輸

出の割合ということになつていますが、そうしま

すと、輸入が多いわけですから〇・三四というこ

とになります。つまり日本は、輸入に対して輸出

は三分の一という計算です。同じように、これは

アメリカは昔からダントツです。六倍輸出の方が

多いということです。六・六四ということになつて

ています。大体均衡がとれていますのがイギリスです。これはおもしろいですね、少し低下傾

向であります。イギリスが大体輸出入のバランスがとれています。フランスが〇・五六、西ドイ

ツが〇・四九ということで、この技術貿易を見て

いますと、世評とは反対に、つまり質の面では恐

らく日本の技術というのは買われているのかなど

いう感じがいたします。

こういう点で長官は、特許のレベル、立場から

見まして、こういう技術貿易のいわばある種の不

均衡でありますけれども、日本は非常におくれて

いる。これは世評とかなり違うんじゃないかな。量

と質、つまり質の面から見たら一体どうなんだろ

うということについて、どんな評価をお持ちに

なっていますか、ちょっとお聞きをします。

○政府委員(吉田文毅君) 数字は先生御指摘のとおりだと思っております。

しかし、先生御指摘の数字は、日本について申

し上げますと、ストックベーシスとフローベーシ

スと合わせた数字でございますが、例えば普契約

をしまして、それに基づきまして長期間にわたつ

てロイヤリティを支払っているというようなも

のがベースに入っているわけでございます。一

方、フローベーシスで毎年毎年新規契約をしてい

るものについて眺めますと、これも同じく総務庁

の統計局の数字でございますが、昭和四十七年か

ら昭和六十一年に至るまでの間、日本はフロー

ベーシスでは黒字に転じております。六十二年に

またちょっと引っ込んでおりますので、まあどう

いう事態があったのか細かい実態は存じ上げませ

んが、昔は先生言われたとおりであつたわけでござ

いますが、最近は大分様子が変わってきて

いるふうには感じします。

それから、私どもに出願される新規に開発され

た技術と、それから契約ベースでやつてある技術

との間には若干のタイムラグもあるであろうとい

うふうに感じております。私は、先ほど三つの理

由を挙げまして、これが出願増の原因であるとい

う御説明をさせていただきましたが、その中の第

一の理由でございます技術水準が上がったとい

う点は、私どもは出願されてまいります特許の内容

から見てそのような判断をしている次第でござ

ります。

例示で申し上げますと、例えばバイオ、例えば

レーザー、例えばコンピューター半導体、さら

にオフィスオートメーションと、このようないわ

ゆるハイテク分野の出願というものが、過去十年ぐらいの数値をとりますと平均的な出願の伸びを大変大きく上回ります。十年間で五倍、あるいは場合によりましては六倍近い数値になっているというようなことから見まして、日本の出願の中身がいわゆるハイテク分野にかなりの程度にシフトしつつあるというようなことは言えるというふうな認識のもとに、技術水準のレベルアップも出願増の一因でございますという説明をさせていただいた次第でございます。

○庄司中君 非常によくわかりました。ストックとフローを分けますと、確かにフローの面ではそういう傾向があるかなという感じもいたします。その数字以上に私たちは日本の技術水準にもう少し楽観的になっていいのかなという感じがいたします。

さて、次の問題に入ります前に、さつき長官が防衛出願という話をされました。私が知っている範囲では、IBMの特許に対する対応というのは大体そうだというふうに聞いております。例えばIBMは非常に質の高い技術については特許を取られるけれども、そこに至らないような、あるいは一つの企業戦略としてそれ以外の技術についてはオープンにして公開をしている。そして後の人には、もう公開をされましたがから特許が取れない、つまり新規性がなくなるわけですね。特許に対してもこういう行動をとっているということを聞いております。私たちの側から見ますと、例えば特許に対する対応を考えておりません。特に特許を取るためにはやっぱり公開性を確保して受けないで、むしろあるレベルの技術は公開をして一般化してしまう、これは技術移転を考える場合にはいいんじゃないだろうかというふうに思いますけれども、防衛出願、つまり何にしても公開されなきゃなりませんよね。公開の手段を非常に拡大して、そしてIBMのような行動をとることはいいんじゃないだろうか。技術移転の面から考えましてそんなふうに思っていますけれども、どんなふうな評価をされていますか。

○政府委員(吉田文毅君) IBMにおきましては、年間約二千四百件の技術をIBMのテクニカル・ディスクロージャー・ブレーティンという雑誌を発行しております。それでは、特許を取る件で公開をしております。それでは、特許を取る件数というのはどのくらいかといいますと、私ども、アメリカのデータなものでございますから、その数字はほとんど一致をするというふうに思われますので、その数字を引用さしていただきまして、出願を厳選してまいっておるというふうに解釈できるのではないかというふうに考えます。

一方、我が国の出願構造を分析いたしますと、先ほど申し上げましたように、あえて特許を取る必要のないレベルの発明であるにもかかわらず、例えば自社としては特許権を取得して独占するほどの発明ではないが、しかしこの社がこれを権利化すると自社で実施が困難になるというような思いからこれを出願されるものが相当数含まれております。過去に私どもが行いましたアンケート調査によりますと、このような出願は全体の出願の約二割に達するのではないかというふうに考えております。

このような防衛出願につきましては、公知のものとしてほかの社の権利化を防止すればその目的は達し得るわけでございます。そのような発明は、先ほど御紹介を申し上げました発明協会の公開技報あたりに載つけていただきますと、私どもはこの雑誌に載つけられたものにつきましては、本年度予算を通させていただきますと、その予算に基づきましてこれを特許庁のデータの中に織り込みますので、その数字を引用さしていただきまして、出願を厳選してまいっておるというふうに解釈できるのではないかというふうに考えます。

○庄司中君 私も大体そんなふうに考えております。そのためにはやっぱり公開性を確保していく必要がありますが、そのためにはやっぱり公開性を確保していくために、つまり特許は取らないけれどもこれを一般化してスムーズに公開をする。それには公開の分野が非常に広くないとこれはだめでありますから、そういう点でこれから行政レベルではその公開性をどういうふうに強めていくか。そうすれば技術移転ができるから、トータルとしての日本全体の技術のレベルも上がっていくんだろうというふうに思いますので、特に公開性を確保する、その強化を行政レベルでこれから続けていただきたいということをお願いをしまして、次の問題に移りたいと思います。

次の問題は知的所有権で、工業所有権だけじゃありませんで知的所有権全体が今世界で大きな問題になっている。これは一番端的な例では、大臣がよく指摘されますガットでの対応ですね。それからもう一つは、例の世界知的所有権機関、これ

は国連の機関でございます。そのクラブ15、つまり先進国のクラブでございますけれども、クラブ15の方は、来年の中ころでどうか、これを通じて条約化を考えているという報道がございました。ガットの問題はこれはもう年末には片をつけていまして、サード・オブ・ビヘービアをとつておられるところもございます。それで私どもは、そういうケースでござります。それで私どもは、そういうケースでない場合にはどうぞ発明協会の雑誌を御利用くださいませと、こういうことをお勧め申し上げているわけでございます。

最近の数字をチェックいたしますと、この公開技術の掲載件数でございますが、八八年に一万六千件掲載をされたいたわけでございますが、八九年にはこの一万六千件が二万一千件へと増加をしてまいっておりますと、私どものお願ひが少しずつ浸透しつつあるのかなというふうに感じております。

先生御指摘のIBMのボリシ―というものは、現状私どもの置かれております状況に照らしますと、大変ありがたい立派な考え方であるというふうに認識をしております。

○庄司中君 私も大体そんなふうに考えております。そのためにはやっぱり公開性を確保していくために、つまり特許は取らないけれどもこれを一般化していくということはもう不可避なことであります。これは経済の国際化の場合にはどうしても必ず考えていくというふうな報道がございます。大抵この問題は、やっぱり経済が国際化してきますと、どうしても特許なんかについての制度が各国ばらばらじゃいけませんから、これを調和していくとかそろえていくとかということ、統一化していくということはもう不可避なことであります。これは経済の国際化の場合にはどうしても必ず考えていくべきでありますけれども、私が心配をしておりますのは、例えばアメリカの行動でござります。

アメリカの行動は八〇年代の中ころからでしょ
うか、つまりアメリカの経済が少し怪しくなってきたり、特に製造業が怪しくなってきて相対的な地位が低まつたところから特別に知的所有権の問題の声が大きくなってきた。ところが、国際的なな
きた、された制度があれませんから、これを二国間協議で、ある意味では二国間協議でやりますと力闘議が反映しますから、例えば韓国であるとか方々
やつてきましたよね、保護をやつぱりつくれとい
うことやつてきました。そうなりますと、二国間
上国ではアメリカのこういう行動とか、先進国が

印象を持っているようでありますけれども、これから日本の一つの大きな役割として、どういうふうに途上国に技術の転移をやっていくだろうか。技術というのは御承知のとおり大変な問題でありまして、これは資金よりも大きい問題、つまり技術には合理的な思考がついておりますから、合理的な思考がつきますと例えば文化まで変えていくというふうなことが起こり得るわけであります。

そういう点では、この世界的な協議、もう既にいろいろな報道がされておりますけれども、まず途上国への技術転移の問題、これを視点に挙げて、現在どういうふうな状況になつてゐるか、あるいはその視点から見て日本はどういう役割を果たし、また果たそうとしているのか。この辺は、話が長くなつてきますので、特に長官は得意の分野ですから聞かせたいだろうと思ひますけれども、余り時間がなくなつてしまひましたので、的確にひとつ要領よくきちんとお答え願いたい。

○政府委員(吉田文毅君) 簡潔に申し上げたいと思います。

御指摘のとおり、私どもも、発展途上国が工業所有権制度の整備あるいはその運用の整備を図ることによって、技術の転移さらに自国内の技術開発等にとりまして大変重要である、言いかえますと経済発展の基盤を形成するということにもなるかというふうに考えております。もちろん、先生御指摘のW-I-P-Oやあるいはガットにおきますハーモナイゼーションにおきましても、途上国がある程度の理解を示すということは大変重要であろうと思っております。

したがいまして、あらゆる機会を通じまして、私どもは、発展途上国の方々に対しましては工業所有権制度の経済発展にとっての有意義性ということにつきましてお話を申し上げておりますとともに、途上国の方々を招聘し、工業所有権制度を勉強していくべく、あるいは特許庁の方から各國に専門の職員を派遣申し上げまして、例えはサトチの仕方でございますとか、あるいは情報化のあの方等についてお教えをする、さらに途上国の依

ドというファンドを設けさせていただきまして、アシア・太平洋地域の発展途上国が特許制度等の整備を行えるようにということで有効に活用させていただいております。

その一環といたしまして、本年一月には東京でラウンドテーブルと称しまして、アシア関係国等の特許庁の長官等を御招聘申し上げまして、工業所有権制度の利用の仕方というような点につきましてシンボジウム的なことを行ってまいっております。このようにいろいろな面におきまして途上国がますます理解を求めるというようなことから始めさせていただいているというのが現状でございま

○庄司中君 私が特に聞きたかったのはこういうことなんですね。つまり、特許もそうですけれども、技術というのは保護をしなければもう外へ出

さないわけですね、途上国でも同じだと思う。お金になる、だからこれを相手国が勝手に使われる意味ではアメリカの行動というのはやっぱりそうだと思います。つまり、知的所有権というのはお金になる、だからこれを相手国が勝手に使われる、だから保護をしてもらいたいというのが一つのアメリカの行動だらうと思います。先進国は共通してやっぱりそういう期待を持っているだろうと思います。ですから、世界知的所有権機関の中でもクラブ15ができる必然性はあるわけだと思います。何かまとめようとするとやっぱり途上国と話が通らない。だから、先進国だけでとにかくやっぱり集まって一つの条約なり何なりをつくらうと思います。

ところが、途上国からしますと、もうこの技術

を使いたいと思っても、これが特許だと金を払わなければなりませんと、今まで実用新案の二つが主體になつていていたわけでありますから、時間の許す限り、今まで申しあげましたので、今まで申しあげましたのは、いわばペーパーステムというものはこれで

一方的な措置を講ずるというようなことは、私は國際經濟の健全な発展のためによくないといふふうに考えております。したがいまして、工業所有権問題等につきまして紛争が生じまして、それは多国間の協議の場において合理的に処理をされるという必要がある、それによりまして発展途上国も初めて安心をしましてその多国間の場の協議に参加をできるようになります。それがなぜかと云ふことではなかろうかと思つております。また、強固なる権利を付与するということに一方的

に思ひます。だから、先進国は保護をしなきゃ出さないよということ、がんじがらめになつたそのものは受け取れないよというふうに途上国はなるだろうと思います。

それぞれニーズがありますよね、全然逆方向のニーズがありますから、これをそれぞれまとめて上げていく、そしてこれを全体として統一していく、調和をしていく、途上国を絶対排除しない、つまり技術帝国主義をやらないというふうに考えていかなければならぬ。ですから、長官がさきこれこれをやつていらっしゃるということは非常に結構でありますし、私もそれも伺つておりますけれども、むしろ今必要なことは出す方と受け側とそれをどういうふうにシステムにしてまとめていくのか、そして調和をとつていくのか。特にやつぱり途上国への技術の転移を考えてやつていく場合にはそれはどんな仕組みになるのか、日本はそのためにどんな努力をしているのかということがあります。

○庄司中君 私が特に聞きたかったのはこういうことを聞きたかったわけですね。つまり、特許もそうですけれども、技術というのは保護をしなければもう外へ出さないわけですね、途上国でも同じだと思う。お金になる、だからこれを相手国が勝手に使われる意味ではアメリカの行動というのはやっぱりそうだと思います。つまり、知的所有権というのはお金になる、だからこれを相手国が勝手に使われる、だから保護をしてもらいたいというの

が一つのアメリカの行動だらうと思います。先進国は共通してやっぱりそういう期待を持っているだろうと思います。ですから、世界知的所有権機関の中でもクラブ15ができる必然性はあるわけだと思います。何かまとめようとするとやっぱり途上国と話が通らない。だから、先進国だけでとにかくやっぱり集まって一つの条約なり何なりをつくらうと思います。これは必然だらうと思います。当然だらうと思います。

ところが、途上国からしますと、もうこの技術を使いたいと思っても、これが特許だと金を払わなければなりませんと、今まで実用新案の二つが主體になつていていたわけでありますから、時間の許す限り、今まで申しあげましたのは、いわばペーパーステムというものはこれで

一度は、今度の法律案を見ていますと工業所有

権が四つございます。主として、今度の法律案としてはうまく機能しないということでお申しあげてくださいといふふうに思つています。かならず細かくなりますが、それでも何点か質問をしたいというふうに思います。そうしますと、素人で考えられますのは、例えばオンラインに意匠を乗せるあるいは商標を乗せるということは、まず色の点で乗らないんじゃないいかというふうな私たちを感じを持ちます

けれども、しかしこの手続が四つを対象にしていきますから、やがてはこれは乗せる考があるのかな、第一條にそつたておりますから乗せる考があるんだろうというふうに思います。そうしますと、乗せる考はもう明らかにあるでしようけれども、乗せるについてのこれから見通しといいますか、こういうことをしていかなければなりません、そのときは当然法律の改正になるであります。そして、その効果というのが期待をあります。そこで、その一連のそういうことはお考になつていらっしゃいます。

○政府委員(吉田文毅君) この法律案の趣旨でござりますが、第一條にもございましたとおり特許法、実用新案法、意匠法、商標法、いわゆる工業所有権四法でございますが、これの手続の特例を定めるということでございまして、基本的には特許法と実用新案法の特例が中心となつております。

意匠法、商標法の関係でございますが、今回の法案におきましても、登録料の納付の際予納制度の利用が可能になる、あるいは意匠原簿、商標原簿のオンラインによる閲覧が可能になるというような特例を決め得ることとなつております。

一方、意匠、商標についてのオンライン出願等でございますが、私どもとしては可能な限り早期に電子出願の受け付けを開始すべく府内で鋭意検討を行っているところでござります。御指摘のようなカラーハーフトーンにまつわります技術的な問題といったような課題もござります。このような課題を解決した上で、現在御審議を賜っておりますこの法律案の改正をお願いいたしまして、本格的な適用対象に取り込んでいくというなことを考へている次第でございます。

○庄司中君 意匠や商標がオンライン化できる状態になったその時点はその時点でまた法律改正を予定をすることですね。そういうふうに理解していいわけですね。

○政府委員(吉田文毅君) そのとおりでござります。

○庄司中君 次の問題に移りたいと思います。このペーパーレス計画というのはかなり画期的であります。そして、その効果というのが期待をあります。そこで、その一連の法律案の中では、つまり検索、書類整備で八十五分間短縮するという数字を出しております。後のところで、この八十五分というものは、高分子分野だけじゃなくて、全体として審査の段階でやはりどの程度の短縮が図られますか。

○政府委員(吉田文毅君) 大変難しい御質問でございます。Fタームの高分子の分野におきまして審査の際に八十五分間カットできる。これはそのまま高分子の分野につきましてFタームの開発が既に行われておりますので、私どもその経験値に照らしまして実測いたしたというようことで申し上げ得た数字でございます。

全体といたしましては、事務処理の効率化が図り得ます。例えばございますが、従来発送にあら程度の時間をしていたのが極めて簡単にできていますが、私どもとしては可能な限り早期に電子出願の受け付けを開始すべく府内で鋭意検討を行っているところでござります。御指摘のよ

うなカラーハーフトーンにまつわります技術的な問題といったような課題もござります。このよう

な課題を解決した上で、現在御審議を賜っておりますこの法律案の改正をお願いいたしまして、本

格的な適用対象に取り込んでいくというなことを考へている次第でございます。

○庄司中君 意匠や商標がオンライン化できる状

態になったその時点はその時点でまた法律改正を予定をすることですね。そういうふうに理解していいわけですね。

○政府委員(吉田文毅君) そのとおりでござります。

世界で例のないシステムでございますので、なかなかトータルでどのくらいのカットになるのか

ということが言いたいところでございまして、私ども、全体としてどうだと言われますと、いろいろ現在このシステムの開発を予定しているよう

なところ、あるいは日米の交渉の関係等いろいろ考え方して、ちょっと言いよどむということを御理解賜れば大変幸いでございます。

○庄司中君 國際的な関係で言いにくいところとありますけれども、高分子分野の八十五分と十五分というのは、これは実測ですね、こんなと

れども、それが言えないということでは非常に残念ですけれども、一つのめどとして、その審査八十五分というの、これは実測ですね、こんなところで考えていいんですか。明言はできないけれども、一つのめどとしてこうですよというふうに見ていていいですか。

○政府委員(吉田文毅君) もちろん、高分子分野につきましては、そうほかの分野とかけ離れた差異がない分野であろうという前提で数字を申し上げ得た数字でございます。

○庄司中君 まだ開発途上でございまして、現

るようになるとか、あるいは審査におきまして連いたしまして先行技術をサーチするという分野に限って申し上げましてこの八十五分という数字でございます。このシステムは、いろいろほかの分野におきましても効率的な効果をもたらすといふふうに私ども考えています。

○庄司中君 わかりました。

ただ、今度の法律を見て、新しく要約書

の提出というのがありましたね。要約書の提出と

いうことになりますと、要約書をオープンにする場合に審査官がチェックするんじゃないだろうか

といふふうに思いますが、その辺はどうですか。

○庄司中君 そこまでなかつた仕事がまたふえてくることになりますと、これは一つのまた

遅延要因になつていくんじゃないだろうかといふふうに思いますが、そんなことはないです

がかなりばらつくのではないかというふうにも感

じております。また、このシステムができる

ところとあります調査員の増員をお願い申し上げます。

○政府委員(吉田文毅君) 済みません。私、今正確な数字を覚えていないのでございますが、現在お願いをしております予算案の中でも要約を担当す

ることとなりました調査員の増員をお願い申し上げます。

○政府委員(吉田文毅君) 御指摘のとおり、受け付け開始の当初におきましてはオンライン三五

%、FD四五%，紙が二〇%というふうに調査の結果私どもは認識をしておりますが、その後でございますが、これはちょっとお許しいただいたい

んでございますが、私ども受け付け開始時期の設定を特許庁内におきまして勝手にや早い時期から受け付け開始ができるということで考えておりま

して、それを前提にいたしまして来年の四月時

点でどのような状態になるかという調査をいたし

たものですから一月ほどずれておりますが、もう

ちょっとと早くから受け付け開始ができると仮定をいたしましたと、来年四月時点で調査の結果ではオンラインが七一%、FDが二三%、紙が六%ということで紙が急速に減っていく。しかし、そのまぜの方に限りなく近づくということではございませんで、六%の後はほぼ横ばいでいくのかなというふうな認識を持っております。——済みません。ちょっとと訂正……。

受け付け開始半年後の数字で申し上げまして、先ほどの数字と違う数字で恐縮でございますが、オンライン四二%、FD四五%、書面一三%でござります。半年後でございます。それから平成六年の四月まで徐々に減ってまいりまして、私は、年数を取り違えて大変失礼いたしましたが、先ほど申し上げた数字は平成六年の四月の時点の数字でございます。七一%、一三%，六%という数字でございます。

○庄司中君　さっきの長官の、六%に下がつたらもうこれが限りなくゼロにはいかない、これは大体横ばい状態だということだろうというふうに思いますが、二〇%が六%に紙が減っていくというふうになっていきますと、例えば今度の法案の中では指定情報処理機関というのをつくりますね、このデータエントリーをやってもらわなければなりませんけれども、急速に紙が減っていきますと、このところの仕事がなくなりませんか。つくったんだけれども仕事がなくなる、しかも急速に減っていくということになりますとこれはどういうことになりますか、企業にとってこれは大変なことですが。

○政府委員(吉田文毅君)　おっしゃるとおり紙出願の電子化に伴う業務は減っていくことにならうかと思いますが、今回、アウトプットと私ども考えておりますが、公報の発行等も電子化をされる、あるいは特許庁内にはいろいろな電子ファイアルも構築をされるというようなことから、いろいろな種類の情報サービスというふうに考えておりまして、この指定情報処理機関につきまして私ど

もは別の業務がいろいろ出てくる、これは指定内容とは離れるかと思いますが、いろいろな業務が出てくるということを感じておりますし、その点はそう心配をしなくても団体として維持することはできるんじゃないかなうかというふうに考えておられます。

○庄司中君　もう時間がなくなりましたので少し急がしてもらいます。

一つは、これはもう方々で議論をされていることでありますけれども、全く新しい制度が入る、手続の面で、オンラインとかFDとか入ってくると、これはもうどこの場合でもそうですけれども、今までの仕組みと違う仕組みが入った場合にそこにあらゆる種のやっぱり混乱が起こるといいますか、混乱が起こるというよりもプラスになるところとマイナスになるところがどうしても出てくるということがあるわけです。もうどんな制度でも方式を変えますとこれは起これり得るわけです。一つの制度がうまく動いていく、そして安定をしていくためには、このマイナス要因をできるだけうまく処理していくということが必要だらうというふうに思います。そういう点では、例えばマイナス要因といいますのは主として中小とか個人とかそういうところに出てまいりますけれども、マイナス要因はまず時間とが必要だらうというふうに思います。そういうふうになれば、例えばマイナス要因といいますのは主として中小とか個人とかそういうところに出てまいりますけれども、マイナス要因はまず時間とが必要だらうといいます。そういうふうに計算をしております。さらに、回線を新設する場合に、ISDNでは八万円、デジタルパケット網では十四万円程度の経費が必要になりますが、これはすべてのワープロというわけにいきますけれども、これは費用だけに絞りまして、例えば今度の新しい制度に入りまして実際負担面でどこの部分にどんな形で、そしてどの程度つまり負担増が起るのか。制度をやる以上はある程度見当をつける、ある程度押さえておかなければなりませんから、その辺について恐らく押さえてあると思いますが、こんなふうな事態が起こり得る。

○政府委員(吉田文毅君)　新しい機器の購入を行

ましり、あるいはISDN、DDXという通信網と契約をする、敷設をするというようなこと、さらには現在紙でありますと郵送料がございますが、この郵送料が通信料に変わることございます。が、いろいろな面で変化があるということは、先生の御指摘のとおりでございます。

○庄司中君　もう時間がなくなりましたので少し急がしてもらいます。

一つは、これはもう方々で議論をされていることでありますけれども、全く新しい制度が入る、手続の面で、オンラインとかFDとか入ってくると、これはもうどこの場合でもそうですけれども、今までの仕組みと違う仕組みが入った場合にそこにあらゆる種のやっぱり混乱が起こるといいますか、混乱が起こるというよりもプラスになるところとマイナスになるところがどうしても出てくるといいますか、混乱が起こるといいます。が、これはもうどんな制度でも方式を変えますとこれは起これり得るわけです。一つの制度がうまく動いていく、そして安定をしていくためには、このマイナス要因をできるだけうまく処理していくといふことが必要だらうといいます。そういうふうになれば、例えばマイナス要因といいますのは主として中小とか個人とかそういうところに出てまいりますけれども、マイナス要因はまず時間とが必要だらうといいます。そういうふうに計算をしております。さらに、回線を新設する場合に、ISDNでは八万円、デジタルパケット網では十四万円程度の経費が必要になりますが、これはすべてのワープロというわけにいきますけれども、これは費用だけに絞りまして、例えば今度の新しい制度に入りまして実際負担面でどこの部分にどんな形で、そしてどの程度つまり負担増が起るのか。制度をやる以上はある程度見当をつける、ある程度押さえておかなければなりませんから、その辺について恐らく押さえてあると思いますが、こんなふうな事態が起こり得る。

○政府委員(吉田文毅君)　おっしゃるとおり紙出願をいたします場合には、全国共通に五百三十五円ほどかかるわけでございます。これをFDで出願いたしますと六百十円ほどになると思います。さ

らにこれをオンラインで出願をするということに

なりますと、一件の通信コストといたしまして

例えば札幌で百九十円というようなコストになろ

うかと思います。

○庄司中君　私が方々で聞く話の中に、これはもう衆議院でも議論になりましたけれども、データエントリーの費用ですね、これが一万二千円ぐらゐを考えているという話がありましたけれども、これはやっぱり負担になりませんか。純増になります。

○政府委員(吉田文毅君)　現在の紙出願の場合におきましても約三分の一の方々はワープロ等を外注して紙を用意して出願されているということでございますが、その際の経費は図面等を除きまして、私ども今回の新しいシステムにおきましては、一万七千円から二万円のコストをかけておられるようでございます。したがいまして、私ども今回の新しいシステムにおきましては、一万二千円といふことになりますが、この場合におきまして、ハード等を買取方式で考えますと、五百万から六百万程度でございます。これをリースにいたしますと、月に十五万程度といふふうに計算をしております。さらに、回線を新設する場合に、ISDNでは八万円、デジタルパケット網では十四万円程度の経費が必要になりますが、これはすべてのワープロというわけにいきますけれども、これは費用だけに絞りまして、例えば今度の新しい制度に入りまして実際負担面でどこの部分にどんな形で、そしてどの程度つまり負担増が起るのか。制度をやる以上はある程度見当をつける、ある程度押さえておかなければなりませんから、その辺について恐らく押さえてあると思いますが、こんなふうな事態が起こり得る。

○庄司中君　こういうケースがあるというふうに聞きましたね。例えば、これは弁理士さんじゃなくて、むしろユーチャーの希望が大きくて、できれば出願を昔の濃いタイプにしたいとか、あるいはそういう希望が非常に強い。ですから、今度の新しい制度になつても、書面を特許庁へ持ってきてそれをFD化するというだけじゃなくて、むしろやっぱりタイプをして、ユーチャーはタイプを持っているんですね、今度はそれをFD化するということになりますと、タイプ化するというところがなくならないということになりますね。そうすると、一万二千円が純増になつていくんだというふうなことが、つまり中小の部分、個人の部分ではかなりあるというふうな話を聞いておりますけれども。ですから、長官が言うように、三分の一の人たちがワープロで外注しているんだから、その外注はつまり一万二千円に変わるものだからかえって安くなるという話と実態のところとは少し違ふんじゃないだろうかというふうに思っていますけれども。

○政府委員(吉田文毅君) 二点お答え申し上げた

いと想うんです。手書きでお持ちになつてもこれは電子化できます。したがいまして、手書きはあらかじめそれを私がこの場でお勧めるわけにはいきません、タイプの方が読みやすく述べますので。お勧めはできませんが、そういうことにさせていただきたいと思つております。

それからもう一点は、きれいに電子化ができまして特許庁のファイルにそれが入りました後、それをプリントアウトいたしまして実質でサービスを申し上げるといふことがあります。

このように考えますと、いろいろなやり方がござりますので、御迷惑を最小限に食いとめることはできるんじやないかといふふうに思います。

○庄司中君 前に文字で見たいのか、あるいは後でコピーで見るのかという問題だらうといふふうに思いますけれども、これはやっぱりユーチャーとの関係でこれからも多少問題になるだらうというふうに思います。

それから、機器を購入する場合に、大体五、六百万円かかるわけですね、実際オンラインするためには。そういう点から見ますと、やっぱり支援措置といふものは、新しく今度は制度が変わつて貰わなきゃいけない、買った方がいいということになるわけありますけれども、支援措置が既に出ておりますけれども、今の支援措置をこれ以上強化をするというお考えはないわけですか。ずっと出ていますよね、相談員制度であるとか、モルームであるとか、それから共同事業所であるとか、いろいろあります。

○政府委員(吉田文毅君) 衆議院の審議の際に私どもは支援措置の内容について明らかにさせていただいたところでござります。これをござらんいたりますと、金融、税制措置に始まりまして、さらに信用保証と、私ども考得するあらゆる措置を網羅して支援措置を構築させていただいたというつもりでござります。また予算面におきましても、現在御審議をお願いしております予算の中で

五億七千万円ほどの金額でござりますが、共同利

用端末の設置でござりますとか、モデルルームの設置、さらに百六十人にも上ります指導員制度、さらに相談員制度といふうにいろいろ御用意申し上げております。この措置はこれからも継続的に御利用いただけるような措置でござります

が、その推移を私ども眺めさせていただきたいと

いうふうに思つております。

○庄司中君 細かいことですけれども、例えば指導員制度というのがありますね、百六十人でしたか。これは全部弁理士さんですね。弁理士さん以外の人が指導員になるということはないんですね。その辺どうですか。

○政府委員(吉田文毅君) 現在、出願の約八〇%が弁理士さん経由で行われているという実態に照らしますと、私ども弁理士さんに限るつもりはございませんが、実質的にこの百六十人の方々は出願に要する機器を整備してお使いになつておられる方であるということから、結果として弁理士さんが数多くこの百六十人の中に入られるというふうに考えております。

○庄司中君 事態の推移を見て検討したいということではありますから、それはそれに譲りたいと思いませんけれども、例えば税制ですね、税制の支援対策というのが一つはございますけれども、これはペーパーレスのためというよりも、今まで行つてきたものですね。それをここに書いてあるわけです。そういうふうに受け取りますけれども、

○政府委員(吉田文毅君) 御指摘のとおり、この二つの税制は、今利用し得るということで現在あるものでござりますが、条件がちょうどぴたりとはまりますので、大いに御活用いただきたいと思つておられる制度でござります。

○庄司中君 わかりました。ただ、この特許庁の

案内を見ますと、何か今度ペーパーレスのために承知のように、ガットの場とか、あるいはさつきも答弁がありましたように、世界知的所有権機関のクラブ15で検討を進めている。これらのやっぱり日本の方としまして、何といいますか、アジアの中の日本でござります、つまり途上国へ技術を援助していく、技術の移転も促進をしていく、先進国であつてもこの立場はあくまでも

質問の最後に、大臣から基本的な問題についてお

して私わからなかつたのは、例えば最初は書面で出願をして、そして日付をとつて、後でこれをFDに差しかえることは、何か先願主義の建前からこれはだめだといふお話がありますけれども、どう考へてもこれは先願主義と矛盾しないんじゃないですか。そういうサービスぐらいはやつたっていいんじゃないだろかというふうに思います。

細かい話ですけれども、先願主義というものが出来ましたので、特に指摘をしたいと思います。

○政府委員(吉田文毅君) 先願主義は、御存じのとおり、最初に出された文字面を前提にいたしまして審査をするし、競合する案件との仕分け、優劣も決めさせていただくことでござります。

したがいまして、最初に紙が出願されまして、追つてディスクが出されるというようになりますと、そのディスクの内容と紙の内容が果たして同じものであるのかどうかというようないふうに考えております。

○庄司中君 日として確定をさせていただくためには、やはり紙に書いてある内容を私どもは出願内容としてとらえさせていただくことが必要なわけです。したがいまして、紙の出願日、これを優先日として確定をさせていただくためには、やはり紙に書いてある内容を私どもは出願内容としてとらえさせていただこうとするのです。したがいまして、紙の出願日、これを優先日として確定をさせていただくためには、やはり紙に書いてある内容を私どもは出願内容としてとらえさせていただこうとするのです。

○庄司中君 時間が参りましたのでこれでやめたいというふうに思ひますけれども、大臣が特に御承知のように、ガットの場とか、あるいはさつきも答弁がありましたように、世界知的所有権機関のクラブ15で検討を進めている。これらのやっぱり日本の方としまして、何といいますか、アジアの中の日本でござります、つまり途上国へ技術を援助していく、技術の移転も促進をしていく、先進国であつてもこの立場はあくまでも

考え方があつたら示していただきたい。

○国務大臣(武藤嘉文君) 先ほどお話をございましたように、ガットの今度のウルグアイ・ラウンドにおきましても、TRIPの関係で何とかうまくこれをまとめていかなければいけないのでござりますが、一方先進国の中には、やはり知的所有権を保護したいという大変強い気持ちがござります。一方開発途上国からは、何とかその知的所有権を自分の方へなるべくうまく移転をしてもらいたいという気持ちがあるわけでございます。

には情報サービスに至るまで、いわゆるオンラインなどを使用して実施するという、まさに世界に例を見ないシステムだと承知をしておりますが、そうした意味で、来るべきコンピューター社会の中で、一つのトップランナー的な画期的なシステムでもあるかと存するわけであります。私は、当委員会をつて、昭和五十八年でございましたでしょうか、今のお手合を含めて約十年がかりで二千億円の巨費を投じてこのシステム構築に向かうんだという壮大な計画が提起されて審議をさせていただいたことを思い起こし、若干感慨を持って今回の法案提出を見守ってきた一人でございますが、このシステムから得られるところの社会のメリットというものをわかりやすくまずはお聞きをしたい。それからまた、これだけの例のない広範囲な、しかもまたいさか複雑なまでのシステムを維持し運用していく上でのお安全性と、いうものが私は極めて重要だと思っていますけれども、まずその二点について所見を伺いたい。

○政府委員(吉田文毅君)　まず、本システムのメ

リットでございます。先ほどちょっとお話を申し上げましたが、このメリットにつきまして私どもは大きく言いまして四つの分野でメリットがあるというふうに考えております。

まず第一の分野は、工業所有権の審査期間の短縮でございます。

先ほど御議論がございましたように、先行技術の調査等を中心いたしまして、あらゆる資料が電子化されファイル化されるということによりまして、先行技術のサーチあるいは審査資料の整備、再編成というような点でこれを容易にすることが可能になるということから、高分子の分野におきまして、サーチに限りますが、既に八十五分の短縮ということを実測させていただいておりますが、審査期間の短縮にます役に立つといふことが言えようかと思っております。

それから第一点は、工業所有権情報サービスの拡充でございます。

特許情報は最先端の技術情報をござりますし、内等におきましては、発明者の名称あるいは企業を活用いたしまして、弁理士事務所あるいは企業の分類による分野等をキーワードで使いまして、いろいろな調査等も簡単にできるようになります。

それから、三番目に事務処理の効率化でございます。

まず、特許庁の外からは遠隔地からのオンライン閲覧というものが可能になりますし、従来出願番号の受け取りというのはある程度時間を持たなければできなかつたわけですが、出願番号あるいは受領書は即時に受領が可能になります。

大型のコンピューターを庁内に大体六台入れると聞いています。それに接続する端末が千台、さらになましANがそれにつながってまいりますの副原本が要らなくなる等簡便化が図り得るようになりますが、そのままにコンピューターのもたらす恩恵があります。これはパッテリーにより操作をされるものでございます。直ちに稼働いたします。それからさらに、この無停電電源装置に異常が生じますと、かなり大きな仕掛けになるわけですね、システムになるわけです。確かに、そのことによりまして、資材によると、明治十八年以来百四年間に出て、従来出願されました紙をバッグと称しまして、一つの袋に入れまして、これをいろいろな人が同時に使おうとして、どこにその包包があるのかというようなことをやって利用していたわけですが、従来出願された特許・実用新案公報及び諸外国の公報など、三千万件が蓄積されるなどと言われているんですね。あるいは若干のそこがあるかもしれません、素人が聞いて大変なことだな、こういうふうに思うわけであります。とても人手だけではこなし切れない仕事をやろうということでありますから、すればいいことは違いない。まして、また国際的な交流まで格段に促進されるということになります。

その場合に私は、その発想、構想は非常に結構なんだけれども、安全対策大丈夫なのかな?実は心配するんですね。特に特許・実用新案などの申請というのはかなり秘密事項というものを使おうわけございません。ですから、従来からある手続でございますが、住所、名称等の変更などにつきましても、一括して処理が行えるようになりますし、バーコードの利用等によりまして本人の確認等も容易になります。そういうようなメリットもあるかと思つておられます。

ささらに、大きな四番目でございますが、国際的な工業所有権情報交流等の協力の推進がしやすくなるという点を御指摘できよつかと思っておりました。諸外国との特許情報の交流には標準化等いろいろな課題は残されております。しかし、特許情報電子化することによりまして、技術情報の国際交流がさらに進展すると同時に、発展途上国への技術援助にも資することができる您的のではないかとうふうに考えております。

○福間知之君　今御説明があったとおりではないかと思いますが、二番目の質問に対する御答弁が欠落しておりますけれども、要するにそれだけの広範囲な、しかも急の入ったサービスが可能になります。これもまさにコンピューターのもたらす恩恵だと思います。

○福間知之君　今御説明があったとおりではないかと思いますが、二番目の質問に対する御答弁が欠落しておりますけれども、要するにそれだけの広範囲な、しかも急の入ったサービスが可能になります。これもまさにコンピューターのもたらす恩恵だと思います。

○政府委員(吉田文毅君)　大変失礼いたしました。第二点目を落としてしまいました。

お尋ねのセキュリティ対策でございます。

お尋ねのセキュリティ対策でございます。

源の問題を例示されましたので、まず電源からお答え申し上げたいと思いますが、電源からお抜けでございますが、その普通の電源に異常が生じます。これはパッテリーにより操作をされるものでございます。直ちに稼働いたします。それからさらに、この無停電電源装置に異常が生じますと、かなり大きな仕掛けになるわけですね、システムになるわけです。確かに、そのことによりまして、資材によると、明治十八年以来百四年間に出願された特許・実用新案公報及び諸外国の公報など、三千万件が蓄積されるなどと言われているんですね。あるいは若干のそこがあるかもしれません、素人が聞いて大変なことだな、こういうふうに思うわけであります。とても人手だけではこなし切れない仕事をやろうということでありますから、すればいいことは違いない。まして、また国際的な交流まで格段に促進されるということになります。

その場合に私は、その発想、構想は非常に結構なんだけれども、安全対策大丈夫なのかな?実は心配するんですね。特に特許・実用新案などの申請というのはかなり秘密事項というものを使おうわけございません。ですから、従来からある手續でございますが、住所、名称等の変更などにつきましても、一括して処理が行えるようになりますし、バーコードの利用等によりまして本人の確認等も容易になります。そういうようなメリットもあるかと思つておられます。

このように障害への対策といたしましては、外部から特許庁のシステムへアクセスをする際に、回線を接続する時点で四種の番号が同一であるということが特許庁で確認をされない限り回線が接続をしない仕組みになつております。四種の番号と申しますと、まず電話局の回線管理番号でござ

います。これは普通端末から打ち込むにも打ち込めない代物でございまして、回線をつないだときには自動的に回線から発せられる管理番号でございます。それから二つ目に、申請人の端末番号でございます。それから三つ目に、これも特定の端末を届け出された際に与えられる番号でございます。それから三つ目に、申請人の識別番号と呼ばれているいわゆるIDコードでございます。

【委員長退席 理事中曾根弘文君着席】

それから四番目に、パスワード、暗証番号でございます。通常盗まれると言われておりますのはこの識別番号なりパスワードでございますが、このシステムの場合にはこのようなものを持て盗んだといったましても、それだけでは特許庁へのアクセスはできないという仕組みになっております。

それから、タッピングの問題でございます。タッピングと申しますのは盗聴でございます。回線より分岐装置を使いまして、その回線に送られている信号を解読しようと、それによりましてデータを不正入手しようというような場合でございますが、特許庁と電話局、あるいは電話局相互間におきまして非常に複雑な回線網、さらにはそれを包むパイプ、それにはガスが入っているとか、いろいろなことがございまして、これを実行するということは事実上不可能でございますし、またタッピングにつきましては刑事罰もござります。

三番目に、不正プログラムの進入対策でございます。

これはいわゆるウイルス対策と呼ばれているものでございます。特許庁のシステムでは、外部から入ってきます情報はすべてこれをデータとして扱う。データとプログラムと二つに分けて考えますと、これはデータとして扱うということでございまして、プログラムとして扱いませんので、いろいろないたずら的な命令を受け入れて情報を出すというようなことのないような仕組みにさせていただております。また、随所にバッチシステ

ムを織り込んでおります。重要なシステムファイルへ直接外部からアクセスができないようにバッチシステムを織り込むことによりまして、重要なファイルの記録の守秘性を高めるということをやらさせていただいております。

四番目に、不正のプログラムの開発についての開発業者の対応でございます。

このシステムの開発に当たりましては、まず第一に開発の環境管理を厳重に行っております。ホスト別にソフトウェアの管理が厳重に行われております。また開発担当者自身を管理するソフト機能によりまして、不適格者によるプログラムファイルあるいはシステムファイルへの侵入はございませんとか、改ざんの防止を図っております。また、製品管理でございますが、ウイルスが万能でございますが、ウイルスが万能でございます。そこで、ぜひこれは一遍実証試験が、私が勝手にやるとかいうようなやり方で知った者同士でやっちゃいけませんので、やっぱり必要だと思うんですね。それは「ドッキリカメラ」じゃないけれども、おもしろ半分でやってもいいんですけれども、やっぱり必要があると思う。全く構築に関する知識がない人がやる必要があるんじゃないかな、そんなことを感じております。これはまたこの委員会の場じゃなくて、いろいろと研究をしていく必要があります。電源の問題は先ほど触れさせていただきましたが、この電源問題も含めまして万一一のトラブルに対しまして万全の対策を講じてあると申し上げてよろしいかと思っております。

最後に、同一の端末を複数の者が利用し得るといふ場合でございます。

このような場合には端末を使用し得る者は、あらかじめ管理者によりまして限定をされておりまして、その旨特許庁への届け出を行った者に限りまして、端末の管理者の管理のもとにこの当該端末を使うというような仕組みを考えております。

【理事中曾根弘文君退席 委員長着席】

以上、セキュリティ問題につきまして、私ども

も最大限の工夫をさせていただいているというふうに認識をしております。以上でございます。

○福間知之君 かなり詳しい御説明がございました。セキュリティに関する事項から結構かんでもウイルス、ハッカーによって危険にさらさられるわけでございます。

もちろんNTTなどとも相談され、システム構築の過程で既に実行に移されていると思うんですけども、ぜひこれは一遍実証試験が、私が勝手にやるとかいうようなやり方で知った者同士でやっちゃいけませんので、やっぱり必要だと思うんですね。それは「ドッキリカメラ」じゃないけれども、おもしろ半分でやってもいいんですけれども、やっぱり必要があると思う。全く構築に関する知識がない人がやる必要があるんじゃないかな、そんなことを感じております。これはまたこの委員会の場じゃなくて、いろいろと研究をしていく必要があります。

次に、先ほど冒頭にお聞きしましたペーパーレースシステム化への取り組みに関しまして、欧米の諸国においてはこういうシステムは現在存在していないように思っていますが、我が国の今回の施策がどういうふうなインパクトを与えるだろうかということを含めて、見通しがあればお聞かせ願いたいと思うんです。

○政府委員(吉田文毅君) 諸外国におきまして

スシステム化への取り組みに関しまして、欧米の

諸国においてはこういうシステムは現在存在して

ないよう思っていますが、我が国の今回の施策が

どういうふうなインパクトを与えるだろうかとい

うことを含めて、見通しがあればお聞かせ願いたいと思うんです。

○政府委員(吉田文毅君) 諸外国におきまして

は、アメリカ特許商標庁あるいは欧州特許庁を含

めまして、私たちが現在実行しようとしておりま

すような入り口から出口に至ります一貫したペー

パレスシステムというものははいまだ実用化され

る段階には至っておりません。しかし、特許公報

のデータベース化あるいは高度のコンピューター

の検索システム、電子化されました公報の発行シ

ステムの構築など、いろいろの個別の事務処理に

つきましてコンピューター化は大変進展をしてお

ります。

また、特筆すべきことだと思いますが、米国に

おきましては、本年十月一日からバイオ関係の出願につきましては、願書とあわせてDNAの配列情報を入力いたしました。フロッピーディスクの提出を出願人に義務化するというようなことが考えられております。

日本のベーパーレスシステムのように、電子出願を含みます出願から公報発行まで一貫したシステムの構築につきましては、各国は非常に強い関心を寄せておりまして、我が国が得ました経験に基づいて、欧州特許庁、米国特許商標庁などが電子出願の技術的課題の解決に向けまして、現在真剣に研究を行っているというのが現状でございます。

○福間知之君 いわゆるWIPONなどにおきまして、特許制度のハイモナイゼーションが国家的なレベルで議論されております。発展途上国も含めて、将来はそのハイモナイゼーションというは単なる情緒的なものじゃなくて、やはり今のシステムを国際的にも交流し合うというところまでぜひひいきたいと考えているのかどうなのか。各國の姿勢はいかがですか。

○政府委員(吉田文毅君) 御質問のような国際的なペーパーレスシステムのネットワーク化という問題でございますが、まず第一に、各局が作成いたしました特許公報類のデータベースの相互交換を行なうということが先決ではなかろうかというふうに私どもは考えております。このために日本の特許庁、欧州特許庁、米国特許商標庁の三極の自動化計画の成果でございます電子化されました特許情報を相互に交換するための標準化作業といふものが行われまして、既に合意に達しております。

そして、各局が電子化しました特許公報類の交換が現在順調に行なわれているところでございます。それで、その旨特許庁への届け出を行った者に限りまして、端末の管理者の管理のもとにこの特許情報の交換を行なうために三極で定めました標準がWIPON標準として採用されまして、現在この標準に基づきまして電子化されまし

た特許情報を世界的な規模で交換するためのプロジェクトの設置が検討されているというような状

況にござります。さらに、三極におきましては、将来行われるであろう新しいデータフォーマットによります交換を可能とします標準の検討にも既に着手をしております。

次に、各府が開発をいたしました検索データベースの交換でございますが、これも順調に進展しております。例えばヨーロッパ特許庁が開発をいたしましたECLA、INVE等の高度の検索データベースも日本特許庁に提供されておりまざいますし、また将来的には各府が構築いたしましたいろいろな種類の検索システム相互間のネットワーク化も検討すべき課題となるという状態でござります。最終的には各府の電子出願のネットワーク化も考えられるわけでございますが、これを実現するためには電子出願の標準の設定、標準に基づく機器の開発、電子出願用の国際通信ネットワークの整備などが必要になろうかと思っております。

このように多くの技術的課題を解決しなければならないわけでござりますので、当面実現することは難しいものと思われますが、将来に向かって努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○福間知之君 國際的な特許に関する会合は、回数としてもあるいはまた中身の種類においても近年かなりふえておるんですか。回数何回とは聞きませんけれども、全く我々わからないんですけども、どうですか。

○政府委員(吉田文毅君) 工業所有権関係につきましては、世界知的所有権機関(WIPO)の場を中心として、いろいろな会合が持たれております。

主要なものを挙げますと、パリ条約の改正のための会合あるいはハーモナイゼーションのための会合、さらにただいま御紹介を申し上げました情報の交流促進のための会合等いろいろござります。さらに、ハーモナイゼーションに絡みましてクラブ15でござりますとかガットでござりますと

か、さらに、私ども三極と大それた名前をつけて将来行われるであろう新しいデータフォーマットによります交換を可能とします標準の検討にも既に着手をしております。

○福間知之君 だらうと私も推察をいたしておりますが、世界最大の国ということもこれあり、やっぱり権利的な役割をこれからは果たしていかなければならぬだろう、そういうふうに思います。せっかくひとつ当局の努力を要請しておきたいと思います。

次に、財政的な裏づけに関しましてお聞きをしたいと思うんですけれども、これらのシステムの整備や受け皿になる施設の建屋その他膨大な資金がかかったことと考えられるんですけれども、どういう予算からどれくらいのお金がどの程度の期間に支出をされたのか。また、今後におきましてはさらに安定性を持った財政基盤が確立されることが必要だと思いますが、いかが対処されようとしているのか、お聞きをしておきます。

○政府委員(吉田文毅君) これまでのこところペーパーレス計画に関しましては、特許特別会計創設時の昭和五十九年度から昭和六十三年度までの間に二百六十三億円の支出をしてまいりました。さ

らに、平成元年度、二年度の予算を加えますと、この二百六十三億という数字は五百七十四億円ということになります。また、同じく昭和五十九年度から六十三年度までの期間の特許特別会計の歳出は二千一億円でございまして、一方、歳入が二千七十八億円でございまます。この特許特別会計は、特許等の審査等、工業所有権に関し

して私どもこの特別会計を運営してまいりたいと

いうふうに考えております。

○福間知之君 今申されたような財政の特会における収入支出という状況はわかりました。

その一方で、これから出願人等のペーパーレスに対応するための負担というものが必要になるわけでございますが、既に何遍も衆議院の段階でもお話をあつたように、オンライン出願する者は少なくとも五、六百万円ものオンライン関連機器を必要とするとか、あるいはまた長官が答弁されている中でもワープロやパソコン等は数十万円あるいはまた既存のワープロのコンバージョンソフトで二万円から六万円、こういうふうな負担のめどの話もあるわけでございます。そういう末端の方々を利用する方々の支援策として、先ほども金融面の支援などおっしゃいましたけれども、これは本当にきめ細かく考えていくべきだと思います。それを利用されるわけでございます。

かなり割安なしかも汎用度の高いといふか、利用度の高いハードを開発して提供を早めるということも必要でございます。そのための関係業界への指導もぜひ必要だと思われるのですが、こういふれども、全体として利用される弁理士その他の方々への配慮は、具体的には今問題がいろいろ上がってきてると思うんですが、長官の手元にそういうものを吸い上げて、単に金融上どうのこうの、抽象的じゃなくて、対応策を考えつつくと思うんですけれども、いかがですか。

○政府委員(吉田文毅君) 御指摘のとおり、いろいろな機器あるいはソフトの開発等により現に電子出願が可能となるように手当てをさせていただいている最中でござりますが、その際最終的なユーザーの御要望というものは私ども大変大事であります。

あるというふうに認識をしておりまして、従来も既にユーチューブ等につきましてはこれをメー

Dの入出力機能の問題でござりますとか、あるいはJIS-10等以外の外字のチェック——外字を使うワープロがかなりあるわけでございますので、この外字のチェックでございますとか、あるいは外字の存在場所の表示でございますとか、外字のサーチでございますとか、その修正機能を持たせるというような指導もさせていただいておりますし、処理速度の向上でございますとか、あるいは直接特許庁との関係であります機能以外の機能につきましても、附加的な機能といたしましてJAPATOのパトリス端末としての利用の可能性を探査する。さらに、CD-ROM公報への対応も可能となるよう機能を付加する等、いろいろな点で現在指導を行っているところでございます。

あるいは特許管理システムを搭載する問題でござりますとか、あるいは一般的な機能といたしまして、光ディスクのファイリングシステム、機械翻訳システム、財務会計システム、これらはもう全く一般的な機能でございますが、こういうものの充実という点につきましても指導させていただいているところでございます。

先生御指摘のように、低廉あるいは利用の可能性の高いという点に注意を払っているつもりでございます。

○福間知之君 昼が来ましたので終わりますけれども、今詳細に御説明がありましたのが、零細な弁理士事務所等がほとんどFID出願をするだろうと思ふんですね。その場合、今手持ちのパソコン、ワープロでは物の用に立たない、JIS-10とか

JIS-40とかいうものとコンバートを考えなきゃならぬというふうなことのようになっております。これで、長官のおっしゃったようなやつぱり配慮が必要だと、こう思っているので、その点を特に強調しておきたいと思

うんです。

以上、屋までの質問は終わります。

○委員長(倉田寛之君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後二時三十分まで休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後二時三十分開会

○委員長(倉田寛之君) ただいまから商工委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

○福間知之君 書面出願に関連して若干お尋ねをしたいと思います。

提出法案が特例法というネーミングになつてはいるのは立法技術上のことでありますし、四法をそれぞれ一部改正した場合と法律効果は同じではないかと思うのですが、法律に必ずしも習熟をして書面出願というものが基本であつて、今回の法律案で電子出願が新たに認められると思っている人がかなり存在をしているのじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

また、從来不要であった書面記載事項の磁気ディスクへの請求行為とかデータエントリー費用の納付につきまして十分に周知徹底が図られないで混乱を招くというふうな心配が考えられます。○政府委員(吉田文毅君) 先生御指摘のようだ、今回の制度改正はかなり大きな制度改革でございます。したがいまして、私どもこの法律上の手当てを考え始めて以来、いろいろな場を通じまして周知徹底を図つてしまつたわけでございます。しかしながら、おっしゃるとおり、今後は特許法と特例法、この両方を手続する際には見る必要が生ずるわけでございます。しかし、このようなことは現在の四法の体制のもとに

おきまして、お互いに準用し合っている等、いろいろ他の法律を見なければ最終的には全体が結しないというような状況にはあるわけでござります。

したがいまして私どもは、この点も含めまして再開いたします。

○福間知之君 書面出願に關連して若干お尋ねをしたいと思います。

提出法案が特例法といつても、福間君の質疑のある方は順次御発言願います。

おきまして、お互いに準用し合っている等、いろいろ他の法律を見なければ最終的には全体が結しないというような状況にはあるわけでござります。

その前提といたしまして、OCRの使用でござりますとか規模の利益でござりますとか、その業務に習熟した人たちが專業化するというようなことを前提に置かせていただいているということは、先生御指摘のとおりでございます。

○福間知之君 次に特許庁における職員の増加あるいはまた待遇の改善に関連してお聞きをします。

試算をいたしまして、平均的な出願につきましては何とか一万一千円前後におさまるのではないか

といふうに考えているわけでございます。

その前提といたしまして、OCRの使用でござりますとか規模の利益でござりますとか、その業務に習熟した人たちが專業化するというようなことを前提に置かせていただいているということは、先生御指摘のとおりでございます。

○福間知之君 次に特許庁における職員の増加あるいはまた待遇の改善に関連してお聞きをします。

ういうふうに思うわけで、特に御所見を求めるたい

と思います。

○国務大臣(武藤嘉文君) 先生の御指摘のとおりでありますて、せっかくこのようないべーパーレスの改正案を通していただきましても、やはり実際は審査をする能力、判断する能力という人は人でございますから、その意味において審査官の増員というのは、今御指摘いたいているとおり大変重要な問題だと受けとめております。

今お話をございましたように、定員の問題は昨年度、また今予算を御審議いたしておりますが、平成二年度の予算が成立をいたしますと、同じように三十人ずつふえるわけですが、平成三年度以降におきましても、ちょうど今構造協議の問題を日米間でいろいろと議論いたしております。

衆議院で長官は、欧米とは違つて、総合的な施設をいろいろと構築いたしておるわけでござりますけれども、その中で米国からも思い切った審査官増員をしろという希望も来ておるわけでござりますし、その辺もひとつ大いにこちらは少し外圧も利用させていただきまして、来年度の定員増の場合には思い切った増員をするよう努力をしたいと思います。

また、今御指摘の処遇の改善につきましても、

これは定数改定の面で、例えば専門の五級ですが先任上席審査官、これが元年度では二十九人、それからこの平成二年度では四十三人というような形で増加をさせていただいておりますし、また行政職の関係でも五級、六級、七級のあたりを中心として定数増を図っているというようなことでございまして、今後もその辺を中心として思い切って処遇の改善に向けて努力をしていきたい。

この間、これはたまたま省内で次官からも今度の定員の問題につきましては、いろいろ大蔵省、総務省とやらなきゃいけないので、ぜひともその点については私にも積極的にひとつ取り組んではいるという要請も役所の中から私は受けておりますので、思い切った形で平成三年度においては、そこそ平成二年度を相当上回る形で定員の関係も定数改定の問題も実現をできるように努力をしたいと考えておる次第でござ

います。

○福間知之君 時間がありませんので、これ以上申しませんが、アメリカやヨーロッパに比べて、絶対的にと言つてもいいほど我が国の定数は少ない、こういうふうに言われているわけです。アメリカやヨーロッパはそれでもかなり仕事がきついと言われているんですけども、だとすると我が国の場合は、職員の皆さんの大変な過重労働で仕事が支えられてきているというふうにも考えます。

衆議院で長官は、欧米とは違つて、総合的な施設をいろいろと構築いたしておるわけでござりますけれども、その中で米国からも思い切った審査官増員をしろという希望も来ておるわけでござりますし、その辺もひとつ大いにこちらは少し外圧も利用させていただきまして、来年度の定員増の場合には思い切った増員をするよう努力をしたいと思います。

また一方におきまして、これらの特許庁側における施策に加えまして、出願者等のサイドにおきましても、審査あるいは出願の厳選の要請、また公開技法の活用等、いろいろな施策をそれぞれの分野で最大限活用させていただくということで考

査官制度というのを本年度予算案が認められましたと発足させるということを考えておりますし、○福間知之君では、次に移ります。

指定機関に関しましてお伺いをします。

情報処理機関の創設、指定調査機関の創設、この二つの機関の業務が公正かつ的確に遂行されるよう万全の措置をとる必要があると思いますが、具体的にどのようなふうになつておりますが、この両機関の業

務が公正かつ的確に遂行されるよう万全の措置をとる必要があると思いますが、具体的にどのようなふうになつておりますが、この両機関の業

務が公正かつ的確に遂行されるよう万全の措置をと入れまして、コンピューター処理によりまして特定の案件との関係を即座にチェックでき

るような仕組みを開発いたしまして、これを私どもファイル・フォーミング・ターム、俗にFター

かの業務との関係、さらに業務規程等、いろいろな観点からチェックが働く仕組みになっておりま

して、必要に応じまして所要の命令を出すことでも、いやしくも審査等の内容に影響を及ぼすことができるのは、専門家に任せ以外にはないと思うんですとがないように厳格な監督に努めてまいりたいと

いうふうに考えております。

○福間知之君なかなか専門的で頭に入らないんですね。難しい話でございまして、まあこれはろでございますが、実際の運用に当たりましてある程度専門家に任せ以外にはないと思うんですけれども、今のお話でもそれほど重要な仕事を指

定機関でやっていただくわけですから、当然本庁の職員並みの規律と守秘義務などは特に大事か

な觀点からチェックが働く仕組みになっておりま

すね。難しい話でございまして、まあこれはことを踏まえまして、先行技術調査の一部を外注するというようなことを考えておるところでござ

います。

○福間知之君なかなか専門的で頭に入らない

しては、法律上所要の規定が整備されているところでございますが、実際の運用に当たりましても、いやしくも審査等の内容に影響を及ぼすことができる仕組みとなつております。

○福間知之君特許の出願または実用新案登録出願の審査に必要な調査のうち、いわゆる先行技術調査をFタームシステム及びデータベースを用いて行わせることができる、わかりやすくこれを説明してください。

○福間知之君ある出願が行われますと、その出願が既に公知公用となっているような出願に対しまして、新規性あるいは進歩性があるかどうかというような判断が、その案件に対しまして特許権を付与することができるかどうかの判断の大変重要な部分を占めるわけございます。我が国におきましては、現在四千二百万件に上ります先行技術を集めたデータ集がございます。このような膨大なデータが、その出願案件に対しまして新規性、進歩性に疑問を投げかけさせるほどの技術であるかどうかということを見るわけになりますが、これを従来はペーパーをめくりまして探していたわけですが、現にそのような膨大な先行技術群でございますので、このペーパー方式では限界に達しているということでございます。したがいまして、これらの先行する技術の特徴をコンピューターにそれぞれの案件ごとに入れまして、コンピューター処理によりまして特定の案件との関係を即座にチェックでき

るような仕組みを開発いたしまして、これを私どもF

と呼んでおります。したがいまして、今後は案

件の内容を理解した上で簡単な論理式を使いまし

て、定型的に先行技術とその出願された案件との

契約をやつしていく上で十分中身を吟味をしてま

ります。

○福間知之君大型コンピューターの運行管理の

業務委託には秘密保持の法的な措置があるんで

あります。この定型的な処理が可能になったというふうに考えておりまして、先行技術調査の一部を外注することを踏まえまして、運行管理会社の従業員の人たちは機密性のあるデータにつきまして、これを見て業務を行うというようなことのないように今後

の契約をやつしていく上で十分中身を吟味をしてま

ります。

○福間知之君大型コンピューターの運行管理の

業務委託には秘密保持の法的な措置があるんで

しょうか、民事契約でやつていくのでしょうか。

いかがですか、どちらですか。

○政府委員(吉田文毅君) 運行管理会社につきましては、守秘性のあるデータにつきましてこれを

見て業務を行うというような内容の業務を外注す

つもりがございませんので、運行管理会社につ

きましてはその従業員に対しまして守秘義務をか

けるというような法的措置を考えているわけでは

ございません。

○福間知之君 公開前の出願を含めて、未公開

データのコンピュータ処理は外注で実施するとい

うことではないのですか。

○政府委員(吉田文毅君) 運行管理会社の問題と

サーチ外注の調査機関の問題と二つございますの

で、二つに仕分けをしながらお答え申し上げたい

と思います。

○政府委員(吉田文毅君) 運行管理会社の内部に

サーチ外注の調査機関の問題と二つございますの

で、二つに仕分けをしながらお答え申し上げたい

と思います。

○政府委員(吉田文毅君) 運行管理会社と申しますのは、特許庁の内部に

おきまして、私どものCPD六台を始めとするシ

ステムの運行に当たるわけでございますが、この

会社の従業員につきましては、今御説明申し上げ

ましたように、機密性のあるデータを見て業務を

行うということがないということで、契約によつ

てすべての義務を担保させていきたいというふう

に考えております。

一方、サーチ外注でございますが、このサーチ

外注の際には、いまだ公開をされていない案件に

つきましても外注してサーチをしていただくとい

うことに将来はなりますので、この点につきまし

ては、この特例法に基づきまして、守秘義務をか

けさせていただくというような構成にさせていた

るということです。

○福間知之君 次に、情報サービスに関連してお

聞きをします。

今回の電子出願の普及あるいは支援関連経費と

して平成二年度予算に五億七千万元余りが計上さ

れておりますが、各種の相談事業や共同利用機器

の整備が行われるわけでございますので、各通産

局やその他の関係機関でも総合資料データベース

にアクセスできるような情報サービスが行われる

わけであります。これらをPRすることはもちろ

んでございますけれども、情報を出願人がうまく

見て業務を行つてもらうようになれば一層

メリットが大きいと考えられるのであります。

○福間知之君 公開前の出願を含めて、未公開

データのコンピュータ処理は外注で実施するとい

うことではないのですか。

○政府委員(吉田文毅君) 運行管理会社の問題と

サーチ外注の調査機関の問題と二つございますの

で、二つに仕分けをしながらお答え申し上げたい

と思います。

○政府委員(吉田文毅君) 運行管理会社と申しますのは、特許庁の内部に

おきまして、私どものCPD六台を始めとするシ

ステムの運行に当たるわけでございますが、この

会社の従業員につきましては、今御説明申し上げ

ましたように、機密性のあるデータを見て業務を

行うということがないということで、契約によつ

てすべての義務を担保させていきたいというふう

に考えております。

一方、サーチ外注でございますが、このサーチ

外注の際には、いまだ公開をされていない案件に

つきましても外注してサーチをしていただくとい

うことに将来はなりますので、この点につきまし

ては、この特例法に基づきまして、守秘義務をか

けさせていただくというような構成にさせていた

るということです。

○福間知之君 時間が参りましたので終わります

が、いろいろ詳しい御説明もたくさんお聞きしま

ります。

○三木忠雄君 衆議院でもあるいはまた参議院で

も同僚議員から法案の中身で具体的にいろいろ細

かく質問されておりますので、なるべく重複を避

けて質問したいと思つております。

何といつても今一番大きな問題になっている日

米構造協議の中でも、特許制度の問題に関してやは

り知的所有権等も含めましていろいろこれから大

きな話題になってくるであろう、こう私は推測を

いたすわけでございまして、こういう問題から

活用して出願の厳選につながるようになれば一層

メリットが大きいと考えられるのであります。

○福間知之君 私ども現在のペーパー

レスシステムの中で幾つかのデータベースを構築

するという努力をしているところでございまし

て、その中の例えば総合データベースにつきまし

ては既にデータの構築を終わりまして、それを拡

充しつつ御指摘の通産局四カ所あるいは本庁にお

きます資料館におきまして、端末を通じまして電

子化されたデータを見ることができるよう既に

なっております。

また、先ほど難いと言つておしかりを受けた

Fタームでございますが、このFタームにつきま

しても現在構築の途上にござりますが、既に一部

は利用可能な状況になつておりますので、この部分

につきましては部分部分ではございますが、既に

外に出しまして利用に供している部分もございま

すし、それを今後拡充させていただくということ

を考えております。

したがいまして今後は、御指摘のように、先行

技術についてのサーチ、調査を民間の出願者ある

いは代理人の方々が私どものシステムを活用しな

がら行うことが可能になりますので、審査請

求あるいは出願の厳選化につながり得るという期

待を抱いている次第でござります。

○福間知之君 時間が参りましたので終わります

が、いろいろ詳しい御説明もたくさんお聞きしま

ります。

期間を国際的に見て遜色のないものとするとい

う文章を入れざしていただきたいところでございま

す。

なお、第二点、第三点、これはいずれも私ども

は制度論であるというふうに考えております。

一、二いろいろお聞きをしたいと思うんですが、

特許制度の問題につきまして日米構造協議で中間

報告の中にやはり何点か指摘されている問題点が

あります。

○政府委員(吉田文毅君) 日米構造協議におきま

しては米側から三點指摘を受けております。第一

点は、先ほど来御議論いただいております審査延

延問題でござります。第二点、第三点は、私ども

は制度論につながる問題であるというふうに認識

をしておりますが、一つが付与前異議と申してお

ります。この申立てを受けるといつても第三者からの

異議申立てを受けるという現行法の仕組みでござ

ります。この点につきましては、そうでなくて

も審査に時間を要しているのに、審査の途中で異

議申立てを受けるということになるとなります

審査に時間がかかることになるのではないかと

か、あるいは日本の企業はシステムマッチクに異議

の申立てを行つて、けしからぬといつよう

な指摘を米側はしているわけでござります。また

一方におきまして、第三点でございますが、日本

のクレーム解釈は非常に狭い解釈になつていて、

大きな範囲の特許が一発でなかなかとれない仕組

みになつてゐるし、日本の審査官も狭いクレーム

を好むというような指摘も受けけております。

私たち、第一点の審査延延問題につきましては、

先ほど来御説明申し上げておりますように、

総合的、体系的な施策をもちまして、米側あるい

は欧州側が単に定員の増だけで対処してい

るのに対しまして、もっと緻密に対処をしており

ますということで現在理解を求めてつあるわけで

ございます。この点につきましては、四月中間

と私は個人的に思っています。この点について特許庁長官でも通産大臣でもいいから、御意見があれば。

○政府委員(吉田文毅君) 現在の国際的な考え方には、原語による出願のかわりに、日本なら日本に日本語で出願をしまして、それから十二ヵ月の猶予期間を置きまして、その間に例えば米国に出願したい者は英語に翻訳いたしまして、日本に出願した日付をもって米国に出願したこととなる。これがパリ条約の大原則でございます。あるいは特許協力条約という別の体系もございますが、これも二十ヵ月ないし三十ヵ月の猶予期間があるわけでございます。そのような条約上の仕組みによりまして出願者の権利の保護を適切に図るというような考え方であるといふうに私認識をしておりまして、日本法の考え方もその考え方についているわけでございます。

で、この考え方によりますと、例えば原語で出願をされましてそのまま公開公報に出ましても国民は読める方も読めない方もいると思いますので概して困るという、その第三者の利益と出願者等の利益をこれらの条約においてはバランスをとっているというふうに私も認識しております。したがいまして、今後国際的な議論がどちらの流れが太い流れになっていくかということも見きわめる必要があるかと思いますが、現在のところは両論ある。米国が原語出願についてはかなりこだわっているということを御報告させていただくことによりまして御理解を賜ればと思います。

○三木忠雄君 まあこの問題はここで議論してもあれでしようけれども、国際的な流れの中でやっぱり日本は対処していくべきやならない方向になるとじやないか。E.C.でも何か九ヵ国ぐらいいがまとまっているという話もありますし、先進国の状況というのはやっぱりそういう方向に流れていくだろうと、私はそう考えますので、これは研究を専門官が皆やられるわけですからよく研究されて、やはり国際化の中でおくれをとらないような同一基準で物を考えられるという形にしていきま

せんと、こういう工業所有権の問題は非常にいろんな問題点があると思うんです。

ここで商標登録とか意匠登録、こういう問題についてこの法案には入っていませんね。したがつて、このペーパーレスはやるけれども、意匠登録であるとかそういう普通の登録問題ですね、こういう問題は国際規格の中で——私は差し支えがないでちょっと差し控えたいと思っていますが、ある日本の企業がシンガポールである会社の商標登録をした。ところが、既にそういう名前を持つてしまっている。それは専門家がいるのかマニアがいるのか、そのとった方はまあ有名な人なんですが、それがわしはその名前は全部使えるんだすけれどもね。そうすると、国際条約にその地域は加盟していないわけです。日本がやっぱり意匠登録だ、商標登録だというものを一本しておれば、これは国際的に全部通用するというような話を私は伺っているわけです。したがって、意匠登録だとかそういう問題についての国際条約上、日本は登録制度を推進していく方向になっていくのか、あるいはこの意匠登録の問題をどういうふうに考えていくのか。こちらの点についての特許庁の見解を伺っておきたいと思います。

○政府委員(吉田文毅君) ただいま御指摘の商標の国際登録の問題でございます。商標の国際登録の制度といたしましては、商標——商標という場合には商標とサービスマークと両方含めて商標と呼んでおりますが、商標の国際登録に関するマドリード協定というのがございまして、一八九一年に締結をされておりまして、主としてヨーロッパの十九ヵ国を中心としたしまして全部で二十九ヵ国が現在加入をしているわけございます。この協定の内容でございますが、出願人が本国で登録をある権限についてされて、さらにそれを国際事務局に国際登録をいたしますと、その商標は他の加盟国においても保護されるというような内容になります。

しかし、そのようにするために、自己の商標につきましてあらかじめ本国で登録を受けることが必要でございますが、本国で登録を受けますに

は審査国と無審査国がございまして、日本の場合は審査国になってしまって、日本の場合に審査がかかるという問題が一つございます。

で、まあ審査国の方が時間がかかりますので不利になるというような問題が一つございます。また、もう一つの問題でございますが、国際登録がなされると、その効果を認めるか否かについてしまして各加盟国がその登録されたものを審査することができます。しかし、その審査の期間は一年以内にするということになつておりますと、かなり短い期間に審査をしなきゃいかぬということになつておりますと、この点におきましては審査主義の国におきましては負担を感じるところでございます。

こういう状況であったのでございますが、最近に至りましたこのマドリード協定に対しまして議定書が別途採択をされておりまして、この議定書によりますと、出願人は自己の商標につきまして、本国で登録を受けていなくても本国で出願さえいれば国際登録が受けられる、あるいは国際登録の効果を否認するには、一年以内と先ほど申し上げましたが、この一年が十八ヵ月以内でいいとか、若干緩和をされてまいっております。このような状況にございますが、いずれにいたしましても審査国と無審査国との問題というような問題がございますので、私どもはいまだこの協定に加入をしていない、他の先進国の方をも見守りながら慎重に検討させていただいているところでございます。

○三木忠雄君 これはまあ慎重に研究もいいんですけど、何千件もね、日本の企業は国際化でどんどん出ていく、こういう中にあって、何か意匠登録とか商標登録の問題が、未審査国といふんで

処理していくかということを、やはりある程度單目に結論を出さなければ企業側はやっぱり大変だろ、こういうふうに思っています。マニアじゃなければ、そういうふうな考え方で国際化の中でやつたけれども、商標登録じゃないけれども、そういう日本でもやはり先駆主義ですから、早く何でも登録しておけばわしはその名前は全部使えるんだとか、そういうふうな考え方で国際化の中でやつたけど、そういうふうな状況になれば余り芳しくないので、そこまでちょっと申されても、それで、その登録がなされると、その効果を認めか否かについても、やはりよく検討されて、早目に結論を出された方がいいんじゃないか、こういうふうに思いますので、意見だけ申し上げておきたいと思います。

それから、先ほどのこの特許制度の日米構造協議の中で、米国上院における特許制度改善を求める附帯決議十六項目、これちょっと私も読みまして、やはりこれは日本が改善すべき問題という問題で、特許庁は極端にスタッフが不足であるとか、先ほども申されておったけれども、審査官は、單一で狭いフレーム、特許請求の範囲を好むとか、こういう誤解されている問題が、いろいろな点があるんじゃないかな。やはりそういう問題に対して、まあ国議員同士でいろいろ話し合えば一番いい問題かもしませんけれども、政府間で、こういう議会が提出した附帯決議等の問題について、やはりアメリカ政府に対する理解を求めるために加入をしていない、他の先進国の方をも見守りながら慎重に検討させていただいているところでございます。

○政府委員(吉田文毅君) 米国の方に要請に基づいてはございますが、日米貿易委員会の中の知的財産作業部会という場におきまして、これらの問題を中心にいろいろな議論がなされております。アメリカからの要請に対しまして、私どもは、運用問題については日米バイで議論をすることはあります。アメリカからの要請に対しまして、私どもは、このように国際的に名の通用している企業は海外結構である、しかし、制度論中心にはマルチの場で、多国間の場において結論をだしていく必要があるんではないかという方針で基本的には対処をさしていただいておりまして、米国も最終的には

況でございます。制度論は多国間の場で、運用問題は日米で協議というようなことで、この貿易委員会の場、さらに構造協議の場などにおきまして、現在これらの点について、誤解を晴らす必要のあるような点については誤解を晴らすし、理解を深めてもらう必要のあるような点については理解を求めるというようなことに加えまして、米国側の種々の問題点についても強い指摘を行わしていただいているというものが現状でございます。

○三木忠雄君 その米国側の指摘に——指摘はアメリカ側からいろいろ来るなんだけれども、日本側が、アメリカの特許制度についていろいろな問題点を言うというのはあるんですか。構造協議の中で何が日本側がアメリカの特許制度についてこうああだという意見は申し述べたことはあるんですか。

○政府委員(吉田文毅君) 米側の問題点は主として制度論に絡む問題が多いわけでござりますので、私どもが米側に強い指摘をし、改善を求めているということの多くは、多国間のガット、W.I.P.O.、クラブ15というような場で行われておりますが、例えば差別的な運用につながりやすい、あるいは制度的にはつきりそなつていてる先発主義、これは世界の大勢である先願主義に改めてもらう必要があるということですとか、あるいは出願後十八ヶ月で公開をするということに日本や多くのヨーロッパの国の制度ではなっておりますが、この公開制度は米国にございませんが、この公開制度をとる必要がある。

何となれば、どういう技術が特許庁の審査にかかるかしているかわからぬままに長期間が経過いたしまして、既に技術としては陳腐化をしているようなものが、ある日突如として権利を付与されまして世の中に浮上してくるということで周辺に大変迷惑をかけるというようなこともござります。このような点でござりますとか、特許の期間は出願から二十年というシーリングがある場合が多いわけでございますが、米国におきましてはこのようなシーリングがございません。これも今

例示に使わしていただきましたような、ある日突如というようなことにつながりかねない制度でございますので、このような点の改善など、主として多国間の場におきまして改善を求めているところでございます。

○三木忠雄君 これからハイテク技術の問題で、この知的所有権、工業所有権の問題でいろいろな恐らく紛争というような問題が起こつてくるだろう、こういう点を非常に懸念するわけです。この点はまた別の機会にいろいろ伺います。

今回のこの法案の中身の何点かちょっと伺つておきたいんですけども、特許庁、五十九年からペーパーレスを開始したわけですね。これの十年計画の中で、千四百億ですか千八百億ですかつぎ込んでやるという計画の中で、今日までの状況と

いうのは大体予定どおりのコースで来ているんで

すか。まずこの問題について。

○政府委員(吉田文毅君) 五十九年度よりペーパーレス計画をスタートさせていただいておりまして、現在までのところ電子事務処理システムの開発、さらにFTアーム検索システムの開発及びもう既に利用させていただいております、内外で利用させていただいてます。この点、さらに総合資料データベースの構築でございますとか、これも既に四つの通産局あるいは本庁におきまして

照会サービスを開始させていただいております

が、このような点が既にシステムとして完成し、あるいは部分的に完成し、利用も始まっていると

いうような点でございまして、今回電子出願を始めさせていただけに際しまして法改正を要するという判断のもとに、この特例法の御審議をお願い申し上げておるところでござります。

○三木忠雄君 それで、特許特別会計ですね、こ

間に、特許特別会計の歳出は一千一億円でござります。一方、その間の歳入は二千七十八億円といふことで、私どもは、特別会計でございますがゆえに、特に収支相償の原則にのっとりまして運用をまいりておるところでございます。後に

つきまして、この大原則をそんたくいたしまして運用させていただきたいというふうに考えております。

○三木忠雄君 このペーパーレスの今度の導入、これによつて赤字が出るというような心配はない。それからあと、十年計画の末までの間に、やはり出願者が負担増を迫られるような問題が予想されることがあります。

○政府委員(吉田文毅君) 私ども二つの要因があると思っております。

心配をしろという御質問の趣旨でござりますので心配をさせていただきますと、一つは歳出要因になるかどうかという問題でござりますが、先ほど來御説明申し上げております。審査処理促進策、これも経費を要するものが中に多々ござります。これが今後どうなつていくかという問題が一つでございます。もう一つは歳入要因の方でござりますが、歳入変動要因といたしましては、出願も既に四つの通産局あるいは本庁におきまして

あります。これが今後どうなつていくかと思つております。これが今後どうなつていくかと思つております。これが今後どうなつていくかと思つております。

○三木忠雄君 まあ先々の転ばぬ先のつえじゃありませんけれども、十年、これから平成五年までですか、最終年度が。そうしますと歳入の変動というふうに考えております。

○政府委員(吉田文毅君) 私どももかねがね歳出につきましては、これをできるだけ軽いものにしておるのか、しつこいようですがれども、その点についてお聞かせ願いたいと思うんです。

○政府委員(吉田文毅君) 私どももかねがね歳出につきましては、これをできるだけ軽いものにしておるのか、しつこいようですがれども、その点についてお聞かせ願いたいと思うんです。

○三木忠雄君 じゃ、その程度にしておきましょ

う。それで、今度の改正法案の中で非常に準備期間

が少ないと、恐らくよく法案審議され

る中で、A.P.-六〇でございますとかA.P.-八〇と、出願あるいは審査請求に当たりまして厳選化をお願いするというようなことも入っておりまして、特にこのA.P.-八〇と申しますのは六十三年度からスタートした新たな審査請求等の厳選の要請でございますが、このように現在施策内容も動いてい

ると申しますか、新たに始まつたようなものございまして、実はその数値の予測というのが大変難しいというのが現状でございまして、私ども歳入変動要因と歳出の方と両方をにらみながら慎重に運営をさせていただきたいというふうに考えております。

○三木忠雄君 この特別会計というのは予測できないようなことがいろいろ出てくる。黒字になつておられます。特別会計もたくさんあるでしょうけれども、随分国民が負担をするというか出願者に負担になつてくるとかいう、こういう負担がやはりどうして多くなつてくるだろう。こういう点をここれから見通して合理化するのか、あるいはどういいう点を歳出面でカットしていくける要素があるのか、こういう点を特許庁長官としてどう分析をされているのか、しつこいようですがれども、その

うしても多くなつてくるだろう。こういう点をここれから見通して合理化するのか、あるいはどういいう点を歳出面でカットしていくける要素があるのか、こういう点を特許庁長官としてどう分析をされているのか、しつこいようですがれども、その

うとしても多くなつてくるだろう。こういう点をここれから見通して合理化するのか、あるいはどういいう点を歳出面でカットしていくける要素があるのか、こういう点を特許庁長官としてどう分析をされているのか、しつこいようですがれども、その

うとしても多くなつてくるだろう。こういう点をここれから見通して合理化するのか、あるいはどういいう点を歳出面でカットしていくける要素があるのか、こういう点を特許庁長官としてどう分析をされているのか、しつこいようですがれども、その

うとしても多くなつてくるだろう。こういう点をここれから見通して合理化するのか、あるいはどういいう点を歳出面でカットしていくける要素があるのか、こういう点を特許庁長官としてどう分析をされているのか、しつこいようですがれども、その

て、参議院の委員会で例えば可決されると本会議でこれは通るでしょう。そうすると、実際の施行は大体いつころと考えていらっしゃるんですか。まあ十月とか十一月とかおっしゃっていますけれども。

○政府委員(吉田文毅君) 審査の遅延を改善するということは我が国にとりまして現在課題であります。また、国際的にもこの審査遅延問題は批判的になっております。

特に米国におきましては、昨年に引き続きまして今年の四月におきましても、日本をスペシャル三〇一の監視国という位置づけを一方的に行つて、我が国の審査遅延の改善の努力を厳しく注視をしているというのが現状でございます。こういう状況のもとで、我が国いたしましては電子出願を初めとしますペーパーレス計画の推進を審査処理促進策の大きな柱として位置づけまして、対外的にこの旨の説明をさせていただいているところであります。

電子出願の受け付け開始時期につきましては、日米構造協議等、多くの国際会議の場におきまして繰り返し一九九〇年というふうに明言をさせていただいております。これ自身おしかりを受けるおそれがあるわけでございますが、したがいましてこの九〇年実施ということがおくれますと、ガットのTRIPでござりますとかWIPOでございますとか、我が国の審査遅延につきましていろいろ強い意見の出ております国際的な場におきまして欧米諸国批判が強まるという心配がございまして、また米国が強い反発も懸念されるというところでござります。

一方、オンラインの端末機あるいはFDD手続

のためのコンバージョンソフトウェアの開発、販売も進んでおりまして、着々と電子出願開始のための環境が整備されつつござります。出願人の方々におかれましても、年内の電子出願の受け付け開始を前提にいたしまして具体的な準備を進めているところでありまして、受け付け時期がそれ以上おくれることになりますと、機器等の整備を

と申し上げたところでございますが、この法律が順調に成立をさせていただけましたら、十二月の周知期間等の問題はこれは十分だろうというお考へのものにやつていらっしゃるんだろうと思うんですけども、開発機器の問題だとあるいはこの法律案、ちょっと目を通してみますと、これは政省令が非常に多いですね。特例法といえばこんなに政省令が多いのかなという感じをいたすけれども、したがって、これは恐らく関連業界も戸惑っているんじゃないかな。そこらの問題の調整で

いつごろまでの間にこの政省令を——法案が通らないと正直言って皆さん方もこうだと発表できませんが通つちゃうと思いませんけれども、やはり政省令がばんばん決めちゃう、関係業界がある意味では無理詰まるようなことが大事だと思うんです。法律が通つちゃうと政省令は政府側の言い分のとおり

おきたいのですが、第七条の趣旨というのは大体端的に言つてどうしたことなんですか、ちょっと簡単に説明していただけますか。

○政府委員(吉田文毅君) 現在、特許法におきましては紙出願が行われるということになっておりまして、紙出願が行われるということになつております。紙出願が行わる際に今後は電子化という問題がございまして、特許庁では紙ではなくて電子ファイルですべてのデータを処理するということにさせていただこうと思っているものでございま

すから、紙出願が今後行われました場合には、それをいたさない限り、また紙出願の内容をもつて出願内容として扱わせていただく。この点におきましても、紙出願のなされた日付をもつて優先日として扱われていただき、また紙出願の内容をもつて出願内容として扱わせていただきます。この点におきましては現行法の運用と何ら変わることではございません。

ただ、紙のままでござりますと私どもの電子ファイルに記録が入りませんので、それを紙の内容を電子化することを求めるということをこの七条によって期待申し上げておるところでござります。

○三木忠雄君 それから、その二項の「特許庁長官は、前項の政令で定める手続が同項の規定による方式に違反しているとき」、この「方式」といふのはどういうふうなことを意味しているんですか。何を意味しているんですか。

○政府委員(吉田文毅君) これは前項第一項の「通商産業省令で定めるところにより、この方式でござります。求め方でござります。

○三木忠雄君 そうしますと、この第七条の「通商産業省令で定めるところにより、求めなければならぬ」という、この「求めなければならぬ」ということは何を指しているんですか。これは「求めなければならぬ」というと、何か強制的なような感じに受け取れるんですけども、この「求めなければならない」ということははどういふうな趣旨なのか、その点御説明願いたい。

○政府委員(吉田文毅君) 電子出願手続を定める特例法ということで、法律事項に加えまして例えばどういう項目の申請をしてもらうかというような手続的な技術的な、事務的な事項が多いというふうなことで、政省令への委任というのが先生のお目にとまつたんだろうと思っております。

一方、特許協会あるいは弁理士会などの関係者でござりますが、これらの関係者との間におきま

しては、政省令の制定の際に十分御説明もしますし、また十分言い分に耳もかすというようなことでやつてしまいたいというふうに考えております。

私どもは、衆議院の審議の際に大臣からちょっと申し上げたところでございますが、この法律が順調に成立をさせていただけましたら、十二月の周知期間等の問題はこれは十分だろうというお考へのものにやつていらっしゃるんだろうと思うんですけども、開発機器の問題だとあるいはこの法律案、ちょっと目を通してみますと、これは政省令が非常に多いですね。特例法といえばこんなに政省令が多いのかなという感じをいたすけれども、したがって、これは恐らく関連業界も戸惑っているんじゃないかな。そこらの問題の調整で

おきたいのですが、第七条の趣旨というのは大体端的に言つてどうしたことなんですか、ちょっと簡単に説明していただけますか。

○政府委員(吉田文毅君) そうしますと、紙出願した場合はだめだということですね。

○三木忠雄君 そうしますと、紙出願した場合は

にさかのばらせていただきますと、「磁気ディスクに記録すべきことを」期間内に「省令で定め

ることで、この求める対象は磁気ディスクに記録すべきことござります。

○政府委員(吉田文毅君) 第七条でございま

すが、もうちょっと先生お読みになられた部分の前

○三木忠雄君 一番の心配は、各弁理士の皆さん

方も、この法改正、今までの特許法がある、特例法になる、これが法改正されてやはり省令、政令という問題がこれから煮詰まつてくるでしょう。

これが非常に理解がしづらいというか、あるいはお互いに意思の疎通を図つてもらわないとこの法案の施行までの間にいろんな混乱が起ころう。こういう点について私たちは非常に危惧をするわけであります。ある意味じゃアメリカから比べれば、新しい方針だといふけれども、その他の部門でアメリカの方はコンピューターとかいろんな面で早く電子技術を導入しておったんじゃないですか。電子出願の問題は日本が早いかもしれませんけれども、特許の出願、申請等についてはいろんな面では欧米の方がある意味じゃ進んでいる点もあつたんじやないかという感じが私もするんです。

その点について特許局の方もいろいろ異論もあるかもしれませんけれども、やはり弁理士の方々あるいは出願するサイドに立つたいろんな意見をよく聞いて、この法律の施行にどうか誤りのないようにお期していただきたいということをお請じて、私の質問を終わりたいと思っています。

○市川正一君 本日は私、法案そのものについて実は十数項目の質疑を用意していました。先ほどから伺いまして、言うならば吉田長官のワンマンショウのような御奮闘ぶりであります、お疲れでございましょうから、どうぞ簡潔に短く、この十数項目の質問が無事に終わりますように、ひとつよろしくお願いいたしたいと思います。

最初に、この法案を制定する趣旨について確認をいたしたいのであります。

最近のエレクトロニクスや通信技術など科学技術の発展の成果を工業所有権の手続にも取り入れる、そして現行特許法及び实用新案法がその諸手続を書面によって行うことの原則にはしている

が、例外的にオンラインシステムやプロトピード

理解いたしておりますが、間違いございませんか。

○政府委員(吉田文毅君) せっかくのお言葉でござりますので、私はないと申し上げたいところでございますが、ちょっとひっかかりますのは、紙

が原則であつて電子が例外であるという趣旨に受け取らせていただいたわけでございますが、その

点だけでございます。私どもは紙も電子手続も同

等のものというふうに認識をしております。

○市川正一君 現行のものは書類によるのが原則

だということは、これは間違いない。で、新しく加わって同列、同等といいますか、そういうもの

だという御認識ですね。

じゃ、そのことを少し置いておいて中に入つて

いきたいと思うんですが、そこでオンラインによ

る受け付けの締め切り時間であります、午後五時なんでしょうか六時なんでしょうか。七時だと

か八時だとか、そちらの時間帯に設定した根拠を

ちょっとお知らせ願いたい。

○政府委員(吉田文毅君) 私ども現在検討してお

りますのは、オンラインの受け付け時間につきま

しては、月曜日から金曜日までにあります。午後八時までにするという点を検討させていただき

ておるところでございます。理由といたしまして

は、いろいろ調査をさせていただいたわけですが

をさせていただいております。

○市川正一君 いわゆるペーパーレスシステムの導入で、出願関係の手続、特許情報サービスなど

いろんなサービスがオンラインで受けられるようになりますが、八時まで延長するということになりますと実態的に九六%の出願がカバーできるといふ

間ですが、できるだけ簡潔に承りたい。

○政府委員(吉田文毅君) 御趣旨、正確に理解さ

せていただいておるとしますと、まず出願が電子で行われます。十八ヶ月たちますとこれが公開を

されます。したがいまして、公開をする際の公報、これが電子手続と関連してまいります。さら

に審査を行いまして公報が公報が出ます。そうしまして初めて公報公報上に電子化の影響が出てくる

というふうにタイムシリーズ的に考えさせていた

だいております。

○市川正一君 大体全容がのみ込みでまいりまし

た。

そこで、冒頭御質問いたしましたように、特許及び実用新案の出願はなるほど書面とオンラインとフロッピードライブと、三つの方法で出願できることになりました。これもようわかりました。ところ

が、書面による出願についてのみデータエンタ

リーアクションを負担することになつておる。特許法の

原則に基づいて書面で出願している者に何で特別の費用負担を強いるのかという疑問がわいてくる

のですが、この点はいかがでしょうか。

○政府委員(吉田文毅君) 電子出願が開始される

本年末というようなタイミングで考えさせていた

だけますと、既に変換用のソフトあるいはワープ

ロ、さらにオンラインで言いますとオンライン用

の端末とそれに必要なソフトウェアというよう

なものは十分市場に出回っていると思います。どな

たでも活用できるんじやないかという状態になつ

ておるところでございます。理由といたしまして

でございます。したがいまして、電子出願をな

さつておられる方と電子出願でない紙出願の方としかこの会計をしようとしておられる方はおられない

わけでございます。したがいまして、紙出願の経費と、紙出願をされる方々のための経費と、二

方が負担をしないとなりますと、電子出願をさ

れておられる方はみずからの電子出願のための

経費と、紙出願をされる方々のための経費と、二

重に負担をするというようなことになるわけでございまして、これは公平の原則にもとるのでな

いかというふうに感じる次第でございます。

○市川正一君 さっき長官は私の質問にひっかかる

られたようですが、私も今の答弁に二つの点でひっかかります。一つは、どなたでもというふうにおっしゃった点と、もう一つは負担の公平論であります。私は言いたいんですが、それは逆立ち

した考え方じゃないんでしょうか。

コンピューター化は、確かに今回の措置によつて負担を強いることになるであろう個人の発

明家、あるいは中小企業や小規模な弁理士の方、

私たちちは今までどおりで結構です。何も困ってい

ませんと、こうおっしゃると思うんです。困つて

いるのはだれかというたら、帶貨の山でその任務

が果たせない、責任が果たせない特許庁なんで

す、一番困つている、悩んでいるのは、そこで解

決策として、ペーパーレス計画という事務機械化を進めてこられた。それはそれなりにわかるんで

す。そうしますと、その費用は特許庁の責任で負担するのが当然だし、また次の質問で申します

が、オンラインやワードで出願する方こそこの経費を負担するのが、言うならば負担の公平になるんじゃないですか。

○政府委員(吉田文毅君) 負担の点でございます

は登録料等としてお払いいたいものでございます。したがいまして、一般会計と異なりまして特別会計であるということから、負担の対象者が限られているという点をぜひ御理解を賜りたいというふうに思います。

【委員長退席、理事中曾根弘文君着席】
○市川正一君 私は事実に基づいてただしたいんですよ。膨大な仕事が特許庁のところへ来ます。一体だれが持つてくるのかという実態は長官が一番よく御存じだとと思うんです。というのは、未処理出願の増大や審査期間の長期化の根本原因は、電機とか自動車、そういう大企業の、あえて言葉を選ばずに言うならば、野放図な出願姿勢にある。

そしてまた、それを容認してきた姿勢もあると、いうことを私は率直に言わざるを得ぬのです。おととしの三月に出された特許行政問題懇談会の中間報告、もう御承知のとおりです。ここでは出願数は出願上位十社で全出願の約二七%、最も多く出願している企業は約二万二千件も出願しており、上位百社で過半数を超える約五六%を占めている。

【理事中曾根弘文君退席、委員長着席】

これは私が言うのと違うんです。ここでの報告書がそうになっている。また上位百社の占める割合は近年増大傾向にあるというふうに述べておるんです。ところで、我が国の公告率、これは説明いたしません。欧米諸国と比較するなどどうなっているのか、またこうした出願上位企業の公告率はどうなっているのか、お聞かせ願いたい。

○政府委員(吉田文毅君) 御指摘のように、上位百社の出願、これは過半数を超えるものでござります。

それから、公告率でございますが、日本全体で見ますと出願公報率は三割をちょっと超えるということで、欧米の公告率に比べますと低いというのが現状でございます。

○市川正一君 さらに、この中間報告は、相対的に低い出願上位企業の公告率、こう言うております

す。つまり、相対的にという前提があるにしていく。別の言い方をすれば、そういう大企業の特許部の下請機関のように扱っていく、これが私には特許行政をゆがめている原因やとあえて言いたいんです。こういう出願上位企業の責任を明確に致するんじゃないでしょうか。

○政府委員(吉田文毅君) その辺の事情を正確に申し述べさせていただきたいと思います。

日本の技術水準の向上あるいは研究開発投資の急増、さらに工業所有権を重視する企業戦略等を反映いたしまして、八〇年以降、特許・実用新案の出願件数が急増しております。特に、出願上位百社の伸びは著しく、八五年の出願で見ますと出願全体の五六%を占めるに至っているという点は先生御指摘のとおりでございます。しかし、このような出願の内容について見ますと、審査を経て合格をするものは、審査請求されたものの約半分、玉石混交という言葉もあながち否定はできないといふように確かに思います。その原因の一つといたしまして、出願上位企業の特許管理が必ずしも十分でない、あるいは出願審査請求をする際に、十分な事前調査を行っていないかったのではないかというような点につきましては、第二百二回国会、これは八五年の国会でございますが、御指摘のあったように、事実でございます。

例えば、八五年に特許の審査請求期間が終了いたしました七八年に出願されたものの審査の合格率を見ますと、これは上位百社外が五二%、上位百社は同じ五二%でございますが、四捨五入の關係で上位百社の方がわずかに低いというふうなことにその時点ではなっております。八〇年以降、

審査が長期化してまいりまして、これは、特許庁の審査能力を上回る大量の審査請求がなされたと申しますと出願公報率は三割をちょっと超えるというふうなことでもございまして、この中にも先ほどの申し上げました事前調査が十分でないという

ようなものも入っていたというふうに思います。お聞きいただきたいのはこれから先の話でございます。このよつたな状況にかんがみまして、特許庁では企業におきます特許管理を充実してほしいと思います。特許庁を先行技術の調査機関にし

ていく。別の言い方をすれば、そういう大企業の特許部の下請機関のように扱っていく、これは私には特許行政をゆがめている原因やとあえて言いたいんです。こういう出願上位企業の特許行政をゆがめている原因やとあえて言いたいんです。長官が力説される公正の原理に合致するんじゃないでしょうか。

○市川正一君 じっと我慢して承りました。時はP八〇とか、そういう取り組みをなさっていることは承知しています。その上で言うておるんですけども、数字を挙げられましたけれども、改善のテンポは極めて遅いんです。

そこで、さっき言いましたように、どんどん来るところがあります。百二国会以降、出願上位百社に対しまして見ますと、審査されたものの合格率であります審査請求公報率が六〇%以上になると、出願等を量から質へ転換してほしいというようなことをお願いしております。企業におきます技術開発の効率化あるいは特許庁における迅速な権利付与を推進するというようなことを目的にいたしまして、出願等の適正化施策を実施していくところです。

また、八八年度からはこれをさらに一層強化いたしまして、欧米並みの審査請求公報率であります八〇%を目指すように、重点的な審査請求計画を百社等の十分な協力と理解を得まして推進させたところであります。

また、八八年度からはこれをさらに一層強化いたしまして、歐米並みの審査請求公報率であります八〇%を目指すように、重点的な審査請求計画を百社等の十分な協力と理解を得まして推進させたところであります。その効果も十分上がっています。八七年の五十四万件をピークにいたしまして、二年連続して出願件数は減っております。八九年には五十・五万件になってしまっておりまして、八九八年には五十一・五万件になります。AP対象百社のみで見ますと、二十九・五万件から二十六・三万件というふうに三万二千件の減少となっております。

また、審査請求率も低減をしてまいっております。六四・四%、これは七八年の数字でございますが、これは五三%で特許につきましては減ってまいっております。これはAP(アクションプログラム)の対象百社以外と比較いたしますと、少ない個人の発明家や中小企業への負担はなくす

ことがあります。これは答弁を求めるとまた食われてしまいますが、これは答弁を求める上で、そういう提案があるんだということはひとつのみ込んでいたいんだと、私は、データエン

チニティ費用というの、そういう出願上位大企業に負担させるべきであるということを大前提にして、以下よく聞いていただきたいのですが、万

歩譲って個人の発明家や零細な中小企業あるいは弁理士などの負担を求めるとしても、それはいわばできるだけ少なくする。言うならば実費負担といいますか、何がしかの負担を求める、そういう

考え方に対する必要が今強く求められているんじやないか。あえて具体的な金額は申しませんが、例えですよ、五千円未満でできるだけ低い金額にしていく。そういうふうなことがあっていいと思うんですが、長官の御姿勢を承りたい。

○政府委員(吉田文毅君) データエントリーの料金につきましては、法律案の成立後に詳細な検討をおこなまして決定すべき性質のものであります。現時点におきまして具体的に数字を申し上げることはなかなか難しいわけでございますが、データエントリーの業務量あるいはこれに要する機器、さらに職員の数、所要のスペースの規模等を総合的に勘査させていただきまして、最大限低廉なものとなりますよう努めてまいりたいというふうに考えております。

○市川正一君 ぶちまけた話、私はこの第七条を削除という修正案を検討してきました。これはもうここだけの話、ここだけと云つても……。まあしてきたんです。しかし、今の長官の答弁を多として、その積極的姿勢を見守りたい、見詰めていきたい、大臣もいらっしゃることですから、ということでおきまして、最大限低廉なものとなりますよう努めてまいりたいと思います。

おりで、やはり幾らこの期間を短縮しようといつてしましても、ペーパーレスで幾らやろうといつたってそれは限界がございまして、やはり審査官は審査官が増員をしていかなければならぬといふのは当然な話だと思います。

そこで、従来いわゆる財政改革の一環として定員が削減されてまいりまして、特許庁の関係もその範疇にあつたわけでございます。しかし、平成元年度からこの平成一年度、今御審議いただいている予算の中にも含まれておりますが、少なくとも三十名という人数が多いか少ないか、これは別といたしまして、少なくとも従来とは違つてそういう増員の方向に来ておるわけだと思います。

そこで、特許庁は的確な事務分析や業務分析といふのは非常に大事だけれども、これはなかなかやつぱり困難に遭遇している。例えば今回特許法と実用新案法を改正して、出願には要約書の提出を義務づけておりますが、要約書はその発明の内容を的確に要約した質の高いものでなければなりません。それにこたえるためには審査官にも相当の負担増になることは避けられぬと思うんです。そこで、これは私、武藤通産大臣に伺いたいのですが、この審査の基本は「人」であります。この審査期間短縮のかなめになるのは審査官とその仕事をバックアップする事務官の増員であると思ふんです。また、待遇の改善であると思います。

るわけがありますが、そもそも秘密にかかる部分は事務官の増員で責任を持って対応すべきであると考えます。安易に委託することに問題があるのですから。運営業務には下請や派遣労働者が携わることもあり得る。その場合、非公開の技術情報が蓄積されているコンピューターを扱う業務でありますから、法的な秘密保持義務を考慮する必要がありますから。運営業務には下請や派遣労働官、いかがでしょうか。

○国務大臣(武藤嘉文君) 先ほど今の先生の御質問にお答えするのと同じようなことをお答えしたわけでございますけれども、正直、今お話ししたことの判断能力がより向上していく、またそのためには審査官が増員をしていかなければならぬというのは当然な話だと思います。

○市川正一君 人をふやすんでしょう。

○政府委員(吉田文毅君) しかし、定員の問題にかかる業務を行わせることを検討しておりますが、その内容につきましては今後具体的に検討いたしまして契約を締結していくことになります。しかし、未公開の発明の内容にかかるデータを見て取り扱うような業務ではなくて、したがいまして公務員と同様の秘密保持義務を課す必要はないというふうに認識をしております。

○市川正一君 もう一問であります。今のことからしても特許庁の要員の問題が浮上してまいりますが、未公開の出願についても指定調査機関にデータを委託するというよう伺っておりますが、緊急避難的な措置としてこれを認めるにしておきたいが、これは本来特許性の判断と密接不可分の問題であります。本来特許庁の審査官が行うべきものであると考えますが、こういう点からも大臣から先ほど積極的答弁として要員の問題がございましたが、長官からもそれにかかわって積極的御答弁をお願いしたいと思います。質問の要点はこの指定調査機関のサーチの問題であります。この点いかがでしょうか。

○政府委員(吉田文毅君) 先行技術調査の外注、これをサーチ外注と呼んでおりますが、審査業務のうち、FTARM検索システムの利用によりまし

て定型的に実施することが可能となりました国内文献に関する先行技術調査を外注するというふうに考えておるところでございます。

○池田治君 先日、特許庁を見学させていただきましたが、個人的にはコンプレックスを感じておられるのに敬意を表しておる次第でございます。高分子結合とか超電導体とか、私のような理科系の知識の薄い文科系の者には皆目わからないような高水準のものを取り扱っておられるのに敬意を表しておる次第でございます。私が、個人的にはコンプレックスを感じておられた次第でございます。科学水準の向上ということで驚いておる次第でございます。

○市川正一君 残念ながら、終わります。

○市川正一君 残念ながら、終わります。

うのであります。

そこで、ウルグアイ・ラウンドでの知的所有権の交渉の現状そして問題点、今後の見通しなどはどうか。先ほど大臣は開発途上国と先進国との間のことをお述べになりましたけれども、先進国同士の間でもかなりの問題があるんじやないかと思いまますので、この点について一言大臣の御所見をお受けします。

○國務大臣(武藤嘉文君) いろいろアメリカと日本との間においては、先ほど長官からも答弁がございましたように制度の面でも違った点もござりますし、特に知的所有権におきましてもアメリカの保護主義的な動きもござりますから、私どもとしてはあくまでこれはマルチの中で、多国間の中でこういうものは行われていくべきであるということをアメリカにも反省を求めておるわけでござります。先般、私も出席をいたしました四極貿易大臣会議におきましては、このTRIPの関係につきましては相当お互いに前進をした方向であるということで、アメリカにも反省を求めておるわけでござります。少なくとも一応前進をしておるということは言えるのではなかろうか。

今後とも、日本の国内の整備をしなきゃならない点もございますが、同時にまた開発途上国の意見、またそういう先進国の中でも直していくべきところをお互いに指摘をしながら、何としてでも十一月の最終的なウルグアイ・ラウンドの終結目標に向けては合意が見られるよう努力をしていきたい、こう考えておるわけでござりますし、今にならうか、こう考えておるわけでござります。

○池田治君 現状と見通しはわからましたが、問題点がやや足りなかつたようには思いますが、もう少し詳しくお願ひします。

○政府委員(堤富男君) 大臣のお話を若干補完させていただきますと、先生のお話では先進国間での意見の相違があるかという御質問かと思いますが、先進国間では基本的には特許権と知的所有権の問題についてはおおよそ考え方は一致しておる

わけでござります。強いて申し上げますと、どういう問題を取り上げるかという問題の取り上げ方とか、あるいは手続面で、御存じのように英米法的な、裁判手続で証拠書類等を大変集めてやるケースとそうでないケースというのがござりますが、おおよそ先進国間では意見の一一致はかなり見られるというふうに申し上げた方が大きな間違いはないかと思つております。

○池田治君 時間もありませんので次へ移りま

ウルグアイ・ラウンドで知的所有権交渉が行われようとしているこの時期に、我が国が世界初の電子出願を開始しようとしていることには世界に誇るべき点もあると思われるのでござりますが、いかにも機器の整備、扱う者の習熟、かなりの準備期間が必要と思われます。この点、法律案の施行時期について本年十一月一日という衆議院の答弁があつたようですが、弁理士さんを初めとした関係者の間ではもつと十分な準備期間を欲しいという意見もござります。どうして十一月一日という期限を切ってお急ぎになるのか、この点もお尋ねをします。

○政府委員(吉田文毅君) 一つ問題があると思つております。

一つは審査の遅延問題でございまして、この問題の解決は我が国にとりまして喫緊の課題でござります。諸外国からも批判を受けていたことがあります。我が国を特定してまいっているというような状態でござります。こうした状態のもとで、我が国が国を特定してまいっているといふことはスベシャル三〇一を踏まえました監視国の一とし

てございまして、なかなか米国におきましてはス

ペシャル三〇一を踏まえました監視国の一とし

てまいっております。この点、年内の出願開始がおくれるというような事態になりますと、ガットトあるいはW-I-P-O等の国際的な場におきまして我が国に対します欧米諸国の批判が強まるとき同時に、特に米国の強い反発が懸念されるわけでござります。

また一方、国内的に見ますと、現在既にいろいろなメーカー等がハード、ソフトの供給を行っておりまして、ユーザーの方でもこれらの機器、ソフト等を利用してしまして電子出願を開始する準備を始めております。私どもとしては、具体的な準備に入っていますこれらユーザーの方々の期待にもこたえなきいかぬというふうに考えておりますし、なかなか全体としての審査処理促進策に沿うことございますので、一日も早い出願開始ということを期待させていただいております。

开始とともに大臣もお答えさせていただいた結果、周知徹底の期間が決まりますし、なかなか全体としての審査処理促進策に沿うことございますので、一日も早い出願開始ということを考えて十二月一日がどうだろうかというふうに大臣もお答えさせていただいた結果、周知徹底の期間が決まります。

○池田治君 十一日がどうだろうかという程度でしたら、まだ延びるかもわかりませんということですか。

○政府委員(吉田文毅君) 私どもとしましては一度です。ただし、まだ延びるかもわかりません

ということです。

○池田治君 一日といふとどうだろうかといふ

程度です。

○政府委員(吉田文毅君) 私どもとしましては一

度です。ただし、まだ延びるかもわかりません

ということです。

○池田治君 一日といふとどうだろうかといふ

程度です。

ルグアイ・ラウンドへ臨まれると通産大臣も大きな顔ができるんじやなかろうかと思つておりますが、通産大臣、そういう手続なんかまではお考えになつていませんか。

○政府委員(吉田文毅君) 実は現在、アメリカの特許商標庁の長官が知的財産研究所のシンポジウムに出席するため参つております。彼にはよくよくペーパーレスシステムについて説明するよう関係者に依頼をして私

でございますが、あの建物を見ていただいています。

また一方、国内的に見ますと、現在既にいろいろなメーカー等がハード、ソフトの供給を行つて

おりまして、ユーザーの方でもこれらの機器、ソ

フト等を利用いたしまして電子出願を開始する准

備を始めております。私どもとしては、具体的な

準備に入っていますこれらユーザーの方々の期

待にもこたえなきいかぬというふうに考えてお

りますし、なかなか全体としての審査処理促進

策に沿うことございますので、一日も早い出願

開始ということを期待させていただいている

結果、なかなか全体としての審査処理促進策に沿

ります。もちろん、大臣におかれましては、本日の午後

に出席するため参つております。もちろん、大臣にお

かれましても、特許庁の諸設備、建物も含めまして

ペーパーレスシステム等いろいろ整備が進んでい

るという実態を踏まえられまして、ガットTRI

P等で御活躍を期待している次第でござります。

○池田治君 よくわかりました。そうすると、ア

メリカも既に見学しておるということならば慌て

てござります。

○政府委員(吉田文毅君) 一日といふとどうだろうかといふ

程度です。

○池田治君 一日といふとどうだろうかといふ

程度です。

○政府委員(吉田文毅君) 一日といふとどうだろうかといふ

程度です。

○池田治君 一日といふとどうだろうかといふ

程度です。

○政府委員(吉田文毅君) 一日といふとどうだろうかといふ

程度です。

○池田治君 一日といふとどうだろうかといふ

程度です。

均で年間約百二十万円というように結果はなっておりまます。この調査結果によりますと、電子出願の受け付けの開始時には特許事務所のうち七割以上、その半年程度経過後には九割以上が電子出願に対応するものとの積極的な姿勢が認められるところでございまして、私どもは特許事務所は電子出願にスムーズに対応していただけるものというふうに考えております。

また、アンケートに答えた特許事務所のうち六六%の事務所はJ-I-S変換可能となるワープロを保有しているというような結果も出ております。

○池田治君 残りの三四%がこれまた問題であるうかと思いますが、特許事務所といつても大組織で百人以上の弁理士さんを抱えて行っておるとございまして、その零細なところを保護していかなければ大事務所だけの統計をとられてもこれは当たらないよう私は存じております。

そこで、零細な特許事務所や中小企業等でも電子出願の制度に取り残されることのないよう特許庁としてはどんな対策か配慮をなされておりますか、お尋ねします。

○政府委員(吉田文毅君) 私どもも電子出願の普及を図るために中小企業あるいは個人の方々の普及支援策、これが大変大事であるというふうに考えております。そのため積極的な支援策を考えおりまして、今後この法案あるいは平成二年度の予算案の成立を受けまして、指導員百六十人を予定しております電子出願指導員制度、あるいは沖縄を含みます全国九カ所のモデルルームの運営、さらにモデルルーム設置地域以外の全国三十九カ所におきます電子出願の相談事業の開始、までございますが、共同利用端末の設置、またオンラインのリハーサル等いろいろな支援普及策を考えさせていただいているところでござります。

また、一方におきまして機器やソフトの購入というようなことも必要になるわけでございますの

で、税制金融上の措置といったしまして個人事業者あるいは中小企業者であります出願人には、電子出願機器の導入に当たりまして、金融面の助成、

この中には関係中小企業金融機関、さらに設備近代化資金貸し付け等の金融措置に加えまして税制上の特例なども御用意させていただいておりまして先ほどおしかりを受けましたが、この税制面は大変有効に機能すると私ども思っておりま

す。

○池田治君 出願人側の対応が重要であるということについてはよくわかりましたけれども、特許庁の側でも今までの書面出願だけの取り扱いから、今度は電子出願ということになりますと人員の増加や質の向上、財政面の体制も整えておく必要があるかと存りますが、今特許庁の職員は高度な専門的知識、経験が求められる工業所有権を預かる重責を担つておるのを除き、これに応じた処遇をしなくならないと思つておりますが、まずその専門員の待遇はどうなことで行われるおつもりでござりますか。

○政府委員(吉田文毅君) 特許・実用新案の審査官につきましては専門行政職という給与表が適用されております。私どもそれぞれのランクごとに重点的に手当をする必要のある定数につきましておりまして、今後この法規あるいは平成二年度の予算案の成立を受けまして、指導員百六十人を予定しております電子出願指導員制度、あるいは沖縄を含みます全国九カ所のモデルルームの運営、さらにモデルルーム設置地域以外の全国三十九カ所におきます電子出願の相談事業の開始、までございますが、共同利用端末の設置、またオンラインのリハーサル等いろいろな支援普及策を考えさせていただいているところでござります。

また、一方におきまして機器やソフトの購入と

いうふうに考えております。

○池田治君 待遇改善は後でも一言触れたいと思いますが、このベーパーレス化に伴つて、職員の業務が端末画面を見たりキーボードをたたいたりする単純労働ではあるけれども、一日じゅう

やっていると目を悪くするんじやないか、視力を喪失するんじやないかと、そういう心配をしておりますが、部屋の照明とか休憩時間とかその他労働環境等の労働条件の整備といいますか改善といふふうに認識をさせていただいております。

○池田治君 出願人側の対応が重要であるということについてはよくわかりましたけれども、特許庁の側でも今までの書面出願だけの取り扱いから、今度は電子出願ということになりますと人員の増加や質の向上、財政面の体制も整えておく必要がありますが、この対応が個人、中小企業者の方々にも可能であるというふうに認識をさせていただいております。

○政府委員(吉田文毅君) 御指摘のとおり、VDTの作業に従事いたします職員の健康問題への配慮、これは大変重要な問題でござります。特許庁としましては、既に六十二年の七月に人事院通知等を踏まえましてVDT作業に従事する職員に係る環境管理、作業管理及び健康管理の指針を策定いたしまして、現在この指針に基づきまして、例えば照明、防音施設等の整備でござりますとか作業時間の調整、健康診断や健康安全教育の実施など所要の対策を講じているところでございます。

また、この旨職員に周知徹底を図つてまいりますが、今後ともこの指針に基づきまして関係職員の健康管理につきましては万全を期してまいりたいというふうに考えております。

○池田治君 十分労働条件の改善をしてください。

次に、コンピュータ化が進んだといつても、技術の内容を把握したり判断を下すのは審査官の業務であると思いますが、審査官というのがまたこれ自分たちにはわからない先端技術を取り扱うこととなるので、高度な専門的知識、経験が求められておりますが、この点については、技術の内容が高度化、専門化していくことが予想される中で優秀な審査官の確保が必要になつてきますが、特許庁ではどういうことで審査官を採用なさるのか、具体的にどのように取り組んでおられるのかをお尋ねします。

○政府委員(吉田文毅君) 私ども国家公務員試験の一種合格者を対象として採用を行わさせていただいているわけでございますが、それにいたしま

しても、各省あるいは民間企業との綱引き合いによりまして優秀な審査官の確保に努力をせざるを得ないという状況にございます。

御指摘のとおり、数あるいは質ともに十分な審査官を確保するということが私どもの行政の円滑な展開にとって不可欠でございます。そのため、私どもとしましては、優秀な人材をできるだけ多く確保すべく、大学の工業所有権講座に特許庁の職員を講師として派遣したり、あるいは各種の新聞社等のシンポジウムに呼ばれた場合に出かけまして、工業所有権行政の重要性についてのPRを行つなり、また先ほど御議論のございました待遇改善に最大限の努力をさせていただきいろいろなことをやらさせていただいておりまして、幸い本年度におきましては、従来にも増して数多くの優秀な審査官、具体的には七十七名でござりますが、確保させていただいたところでございます。今後ともこのような活動を強化させていただきまして優秀な審査官の確保に努めてまいりたいと存じます。

○池田治君 七十七名確保されたことは結構でございますが、アメリカでも二百人、三百人と確保されるそうですが、転職が多いらしいんですね。それでもとしましては、転職が多いうまでも、今後ともこのような活動を強化させていただきまして優秀な審査官の確保に努めてまいりたいと存じます。

○池田治君 七十七名確保されたことは結構でございますが、アメリカでも二百人、三百人と確保されるそうですが、転職が多いらしいんですね。一遍審査官になつてもすぐに入会社に引き抜かれるとかほかの研究者になるとか、日本でもそういうことがあります。

○池田治君 申上げましたように、近年におきましては行政(の五級、六級、七級を重点的に改定の対象として)、その改定を人事院との間で交渉するというやり方で待遇の確保を図らせていただいているところでござります。一方、審査官ではなく行政職の方々につきまして、その改定を人事院との間で交渉するというや

りことになりますが、この点については、技術の内容が高度化、専門化していくことが予想される中で優秀な審査官の確保が必要になつてきますが、特許庁ではどういうことで審査官を採用なさるのか、具体的にどのように取り組んでおられるのかをお尋ねします。

○政府委員(吉田文毅君) 大変申しわけございませんが、現在具体的なデータを手元に持つておりません。私どもいろいろなところとの比較で人を採用させていただくわけでございますから、採用させていただいた職員の待遇の改善につきまし

○池田治君 私がなぜそうやかましく言うかとい
いますと、特許業務のかなめの一角が崩れたり見
過ごしたりした場合には、これは莫大な損害を与
えることになってしまいまして、これは大変な問
題になると思うんです。それだけに、審査官の審
査というものは一層な緻密な細緻な判断をしてい
ただかなければ、国際化するに従つてどうにもな
らないという、一つの間違いがあつてもそうなつ
てくると思うんです。十分その点は注意していただ
きたいと思います。

それで最後に、寺井君、道方もう合併の比較も

非常に光栄なんですか 実はなぜかと申しますと、ビンキーとキラーズは商標の問題と意匠の問題で非常にお世話になりました、いろいろと利益も上げさせていただいた記憶もあります、そういう点でも非常に感謝しておりますが、これはやはり一つの知的所有権だと思つんですね。それで、先ほどからやはりウルグアイ・ラウンドそのほかで世界的に知的所有権の問題というものが非常に問題になつてゐる。この商工委員会でもその知的所有権の問題というのは非常に問題になつております。

入れたらそれで幾らでもどんどん出てくるというようなことになっていくと、著作権というのは果たして守られるかどうか、こういうことが心配されるわけでござります。

きまして指定を行ふ。その審査基準も法定させていただいておるわけでござりますが、その際所要の技術能力等を有する職員がそれらの機関で備わっているかどうかというような点も含めまして審査をさせていただくことになるうかと願っています。

で、指定調査機関の方で申し上げますと、調査に当たりますにはかなりの技術レベルを持っておられる方々でないといけないということになります。コンピューターを使うとはいえ、論理式を組み立てまして出願の内容を理解した上でサーチを

それで最後に、特許庁、随分もう給料の比較もしないようなけちったことを言いますが、財政基盤は特許特別会計というところから出るわけですね。これが最近赤字傾向にあるとも聞いていますが、そうでないと言う人もありますけれども、どちらが本当なのかお聞かせ願います。

この間も私がDAT「モリナ・シタル・オーディオ・テープレコーダー」の問題でいろいろ御質問したんですが、世界的にそれだけ論議されている中でまだ日本の通産省の中では、この間パリから大臣がお帰りになったその日だったので余り突っ込んでお聞きできなかつたんですけども、通産省の中の考え方として、もうDATをすぐ話し合いなしに発売してしまいうというような現実がある以上、まだ不十分じやない

か、しゃそのテープを親のものをたくさんさんの子にやつたらどうなるかという問題が一方出てくるわけでございます。その辺のところはなかなかこれは通産省としては難しいので、これはもうやっぱり文部省の方で著作権の問題でそこをどうしていくかという問題をやはり早急に詰めていかなきやならない問題ではなかろうかな、ちょっと通産省の範疇としては非常に難しいところではないかな、こう私は考えておるわけでございます。

行うということになりますので、そういう方々をいろいろな企業の現役あるいはOBの中から求めるようなことを現在同種の業務を行っているような機関ではやっておられるというふうに認識をしております。

しては、收支相償の原則に基いて、まして運営をさせていただいてまいっております。現在までのところ特別会計が開設されました五十九年度から六十三年度までの間に歳出が二千一億円、歳入が同期間に二千七十八億円ということで黒字を維持させていただいております。今後ともその収支相償の原則のもとにきちんとした運営をさせていただきたいと思います。

いかというふうに私は考えるんですか、その辺大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

○今泉隆雄君 ありがとうございました。また今度文部省関係の方にも来ていただきて、ちょっとその問題も詰めたいと思います。

エラーを見つけ出す作業をしたりということでもあらどちらかといいますと印刷技術あるいはタイピング等に類する技能を有する方々を求めるのではなくいかというふうに考えております。こちらの方につきましても、今後の問題でございますので、所要の職員をそろえた機関を指定させていただくというふうに考えております。

○池田治君 私は、時間が来ましたのでこれで終わりますが、ひとつよろしくお願ひします。

○今泉隆雄君 私は、いつも七番目か八番目なの

いますけれども、通産省といなしまして、やはりいろいろの生産分野の各企業がそれぞれこの技術革新の時代に努力をされて、より消費者の皆さん

は、通常公務員の天下り先みたいなことが今までかつて多かったり、いろんなことを一時懸念を言われたことなんもあるんじゃないかと思うんで

あと聞きたかった質問は全部市川先生が聞いてしまいましたので、質問を終わります。

で、質問がダブってみたりしてなくなってしまう場合も多いんですけれども、きょうも七つばかり質問を考えできましたけれども、ほとんどがダブっていますので、残った二つばかりをちょっと簡単にお聞きしたいと思います。

のためにプラスになるようなという機械あるいは
その他のものを生産をすることに對して、それを
抑えるということもこれはできないだろうと思いま
すね。ところが、そこから生まれてくるものは
場合によるとひょっとしたら著作権を侵害するか

すけれども、今言われております情報処理機関であるとか調査機関、そういう外部機関を活用されるということなんですけれども、そういうところにはどういう人材の求め方をなさるのか。また、その人材を求められることにおいて特許庁は関与な

すから、質疑は終局したものと認めます。
これより討論に入ります。
御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ
願います。——別に御発言もないようですから、
これより直ちに採決に入ります。

先ほどエレベーターの中で長官とお会いしました
ならば、長官が一番最初に覚えられた歌がピン
キーとキラーズだったというふうにお聞きしまし

もしれないような部門のものもある。D A Tが私はその一つの例ではなかろうか。実際問題、そこからどんどんどんどん一つの、例えばテープを

さるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。
○政府委員(吉田文毅君) 私ども指定をいたしました
すにはそれぞれの機関の申請を審査させていただ

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律
案に賛成の方の挙手を願います。

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律
案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長（倉田寛之君） 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○福間知之君 福間知之君から発言を求められておりますので、これを許します。福間君。

○福間知之君 私は、ただいま可決されました工業所有権に関する手続等の特例に関する法律案に對し、自由民主等、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党、連合参議院、民社党・スポーツ・国民連合及び参院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一、ペーパーレスシステム化への移行に当たっては、出願人等関係者に対して電子化に伴う新たな手続方法についての周知徹底を図るため、法施行日まで所要の期間を確保するこ

二、電子出願の導入に際し、低廉かつ利用度の高いJIS文書規格適合機種等の開発、普及について、積極的に関係業界を指導するとともに、利用者の意見が反映されるよう努める

三、中小企業、小規模弁理士事務所等の経済的負担の軽減を図るため、書面による出願に要する費用の低減に努めること。

四、審査要処理期間の短縮化及び事務処理効率化を図るため、審査官、審判官及び事務官等必要な人員の確保及び待遇改善に努めること。

五、ペーパーレスシステムの安全対策に、万全を期すること。

六、特許庁の業務の外注化に当たっては、適切に対処するとともに、指定情報処理機関及び指定調査機関の業務の公正、的確な遂行並びに電子計算機運行管理会社における関係業務

の円滑な実施に万全を期すること。

七、工業所有権情報サービス・システムについては、その内容、利用方法について十分周知を図るとともに、それらが出願等の適正化に資するよう関係機関を指導すること。

八、現在協議が行なわれている国際的な特許制度の調和の進展に積極的に協力しつつも、我が国の主張がその成果に十分反映されるよう努めること。

右、決議する。
以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長（倉田寛之君） たゞいま福間君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○委員長（倉田寛之君） 全会一致と認めます。

もって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、地域振興整備公団の業務として、特定事業の集積の程度が特に著しく高い地域、すなわち過度集積地域から承認集積促進地域へ特定事業に係る事業所等を移転する者に対し、その移転に關し必要な資金の貸付けを行う業務を追加することといたします。

第二に、国は、特定事業に係る事業所等の過度集積地域から承認集積促進地域への移転について特別の配慮をするものとする旨を規定することといたします。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同下さいますようお願い申し上げます。

○委員長（倉田寛之君） 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日行うこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時四分散会

まず、政府から趣旨説明を聽取いたします。武藤通産業大臣。

○國務大臣（武藤嘉文君） 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律は、一昨年制定され、現在これまに承認を受けた十二の地域において、研究所やソフトウエア業等産業の頭脳部分たる特定事業の集積に向けての事業が着実に進められつつあるところであります。しかしながら、諸機能の東京一極集中の傾向は依然として進行しており、東京と地方圏との格差の拡大はますます深刻化しております。このような状況に対応して、過度集積地域たる東京都区部からの移転を特に促進するための措置を新たに講ずるため、本法律案を提案した次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

たゞいまの決議に対し、武藤通産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。武藤通産業大臣。

○國務大臣（武藤嘉文君） たゞいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重して、本法案の適切な実施に努めてまいり所存であります。

○委員長（倉田寛之君） なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（倉田寛之君） 御異議ないと認め、さよなら決定いたしました。

○委員長（倉田寛之君） 次に、地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

平成二年六月二十七日印刷

平成二年六月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局